

旧日坂宿「川坂屋」修理工事報告書

平成12年3月

掛川市商工観光課









目 次

第1章 概 説	1
第1節 旧東海道と日坂宿	1
第2節 川坂屋	3
第3節 構造形式	4
第2章 保存修理工事の概要	13
第1節 保存修理事業の経過	13
(1) 概 説	13
(2) 事業経過及び事業費	14
第2節 修理方針	15
第3節 修理内容	17
第3章 調査事項	22
第1節 破損状況	22
第2節 現状変更	25
第3節 形式技法	26
(1) 敷地と概況	26
(2) 平面と間取り	28
(3) 外観の構成	29
(4) 屋 根	30
(5) 基 礎	30
(6) 軸 組	30
(7) 小 屋 組	31
(8) 造 作	31
(9) 建具と内外壁	31

写 真

図 面

図 版 目 次

<挿 図>

- 国道1号と旧東海道日坂
- 川坂屋正面全景
- 修理後平面図
- 基礎・土台・柱根継ぎ
- 礎石と地覆（柱、とノ2）
- 転用の柱（ホゾが合致しない）
- 小屋裏（刃物の跡）
- 床組・大引と根太
- 床板の裏の仕掛
- 小羽板（旧屋根葺き材）
- 壁下地・小舞竹
- 雨戸・防犯用角柄
- 修理前1階平面図・配置図
- 痕跡図
- 揚げ屋された建物
- 1階正面戸袋詳細図
- 補強された壁下地
- 構造補強の為に追加した壁
- 修理後の広敷の床
- 番付と室名（修理後）
- 柱、ぬノ2調査図
- 主屋正面下屋（出格子）断面図
- 柱が欠損し基礎に絡む床組
- 漏水で腐朽した小屋組
- 下面が腐朽した地覆
- 破損した出格子欄間
- 腐朽した出格子腕木
- 蟻害を受けた胴差のホゾ穴
- 旧居住者の描いた平面図
- 破損した正面戸袋
- 修理前の「みせおく」
- 軒桁跡の残る垂木先端
- 正面「とノ2」胴差継手スケッチ
- 柱下部補修方法指図
- 2通り造作仕口スケッチ

<写 真>

- 古い写真（昭和20年代か）
- 1階下屋格子・途切れた長押
- 2階出格子・更に右方に続く痕跡
- 柱、ぬノ2に残る腰壁の痕跡
- 切断された差鴨居
- 柱、ぬノ6に残る床の痕跡
- 柱、ぬノ10に残る床の痕跡
- 2階の廊下の痕跡
- 斧仕上げ跡
- 屋根野地板・二つの釘穴
- 柱、ぬノ9・不一致の細工跡
- 和釘で細工された軒桁
- 胴差の小梁の納まり
- 反り留め細工された縁框
- 丁寧に加工された継ぎ手
- 構造補強された新胴差
- 新材すべてに焼き印
- 11通り、3-へ間小屋梁（別材で梁を補強）
- 埋木で再用する敷居
- 新旧の戸袋屋根棧
- 細かい細工を施した縁框の裏
- 2階雨戸・木の戸車

<図 面>

- 平面図（修理前）
- 正面立面図（修理前）
- 左側面立面図（修理前）
- 背面立面図（修理前）
- 右側面立面図（修理前）
- 1階平面図（修理後）
- 2階平面図（修理後）
- 正面立面図（修理後）
- 右側面立面図（修理後）
- 2階棟背面立面図（修理後）
- 中庭縁側・床ノ間断面図
- 1階平面図（推定復原）
- 2階平面図（推定復原）
- 正面立面図（推定復原）

第1章 概 説

第1節 旧東海道と日坂宿

旧東海道は慶長6年(1601)、幕府によって東海道五十三次として定められた当時の1号国道であり、日坂宿はその東海道の江戸より数えて25番目の宿場として指定され、問屋や人馬はもとより本陣、脇本陣を備えた正式な宿場である。幕藩体制が崩壊し宿駅制が廃止され、明治22年(1889)に鉄道・東海道本線が関西まで開通した後も1号国道として使われ、戦後の車社会の到来に合わせて、その東南側(宿場の各家の背面)にバイパスができるまでは、その名のおよりの我が国の大動脈の役割をはたしていた事は確かである。

中世の東海道は必ずしも日坂を通ったのではなく、むしろ日坂の南方の菊川宿あたりを経由していた事も幾多とあったようである。しかし、中世の旅記(海道宿次百首、平安紀行、富士暦覽記)等に「日坂(又は西坂)」の文字が見られる事は、日坂を

經由する街道があった事を示している。江戸期の日坂宿は、掛川宿と金谷宿の間にあり、それぞれ、1里29町(7.1km)と1里24町(6.5km)で、山間の宿であるが、金谷宿の先の大井川の川止めの際には無くしてはならない宿場であった事は地理的条件からも確かである。

日坂宿の特徴として、宿内の街道が大きく円弧を描いている事である。一般に宿場はその両端に柵型を有して、鉤型に宿場の出入りを固めている。その間は多少の曲がりがあっても、日坂ほど湾曲した宿場はない。これは山間の狭い地域に、極力平坦な地を確保しながら、江戸初期の宿場指定に合わせて町並つくりが行われた結果と見られる。現在の町並みの脇に中世の集落跡が確認されている事からも、新しく形成された町並と言えるだろう。この事を建築士会の塩見寛氏が私論として述べた小論があり、宿場と水場(井戸)の関係を主眼において結論付け、現状の形の宿場の完成を寛永年間としている。参考にされたい。



国道1号と旧東海道日坂

天保8年の「宿方明細帳下書」(工藤文書)には日坂宿の規模が下記の様に記されている。

一、家数百六拾六軒

内
寺三ヶ寺 常現寺・相伝寺・浄土院
修験老軒 威法院
本陣老軒 金左衛門
脇本陣老軒 権右衛門
旅籠屋四拾宅軒
右の外商人・往還稼仕り候もの

又、天保11(1840)の宿場図(写し、複製、原本は前述の工藤文書と同じと思われる)には本陣「扇屋」及び脇本陣「黒田屋」が見られるし、天保13年(1842)旅籠33軒と記載された古文書も残存している。文久2年(1862)の古文書(宿内軒並取調上書、工藤文書)にも同様の記載が見られる。これには本陣、脇本陣以外に旅籠屋と書かれた家が27軒見られる。その他は茶屋5軒、商店12軒、百姓16軒等で、総軒数175軒(うち113軒は職業等の記入なしで、その多くは宿場を維持する労務に就いている者の住居と思われる)の建物規模が記され、当時の日坂の状況が示されている。

なお、記録によると日坂宿本陣の規模は

敷地：間口13間、左奥行48間、右奥行55間
裏横36間、惣立坪809坪2分5厘
建物：畳数211畳、板敷28坪

とあり、他の宿の本陣と比べて、少しも遜色のない規模である。又、前述した様に、宿場内の街道が湾曲している事により、外輪側の本陣は間口より裏側が極端に広い事もうなずける。

日坂宿は嘉永5年(1852)に大火にみまわれ、大半の建物が焼失した。又、嘉永7年(1854)の大地震(安政大地震)の被害も受けている。但し、大火の後の地震で、この際の被害が比較的少なかったと記された当時の被害記録をまとめた資料が残存している。これは平山高書著の「古文書による安政東海南海大地震」で、この本の抜粋が岡部町教育委員会発行の「安政の大地震と岡部宿」に掲載されている。それによると日坂の状況が記されている二つの古文

書があり、その一は

寅十一月十五日 定飛脚問屋

兵服町 江戸屋仁三郎

の記した「東海道筋大地震」で、文末に「右の通り あらましの儀 相分り候間 この段 申上げ奉り候以上」とあり、飛脚問屋が地震直後に見聞きした被害状況を所轄の幕府機関に届け出た記録と思われる。そこには

一、日 坂=宿内普請 新しきゆえ無難

と記されている。これによると掛川、袋井そして駿府、藤枝、嶋田は出火を含む大きな被害を受け、中山(=小夜の中山)も「皆潰れ」と記されている。

他の一つは

安政二年卯三月 弓道人書 尚古学室

と記された「地震道中記」で

一、日坂宿 三分の二 破れて 旅人宿無難なり
ここより 掛川まで 三里の間大破 大地さけて
家々 大方倒れたり
と記され、周辺宿場も前記同様に、「残らず潰れて」や「丸焼け」等の記載が見られる。

明治期になると大井川にも橋が掛けられ、1号国道とは言え、宿場の機能は失われて、更に鉄道は宿場より南方の菊川(駅名は旧堀之内)を通る事になり、茶の栽培以外に、これと言う産業のない日坂は、山間の静かな一集落となって現在に至っている。

第2節 川坂屋

「川坂屋」については前述の二つの古文書に見られる他、寛政5年(1793)に問屋を務めた(斎藤次右衛門)記録も見られる事から、古くから旅籠を営んでいたと見られる。旧東海道の旅籠は19世紀に入ってから軒数が急増した。それは、それまでの東海道の旅人は公用、つまり武家や公家等やそれに係わる民間人と、それらに係わる荷物の輸送者がほとんどであったが、19世紀に入ると「東海道中膝栗毛」に書かれた様に、庶民の旅が伊勢講等により許可され、物見遊山の旅が増えた事による。当然、当時の旅籠経営の許可はあくまで幕府の権限であり、斎藤家が問屋を務めた事が即旅籠であったとは言えないが、日坂宿ではそれなりの構えの家であった事は確認できる。又、「川坂屋」には脇本陣の肩書きが付いた資料は今の所見られないが、床ノ間付きの上段ノ間がある事は士分格の旅人の宿泊施設であった事を伺わせる。他の宿場でも幕末期には経済機構の変化(貨幣経済の発展、幕藩体制の崩壊)に伴い、本陣や脇本陣が破産等により継続できず、その埋め合わせができなかったり、一方それら以上に大きくなった旅籠の出現した例もあり、そうした一例と思われ、「川坂屋」の立場が理解できる。前述した様に、幕府は庶民の建物に対して、2階建て、瓦葺き、松材の使用、天井を張る、床ノ間を設ける等を禁止していたが、村役人等、幕藩体制を支える名字帯刀を許

可された庶民の建物や、武士が立ち寄る建物については、これを許可していたと見られ、川坂屋の主屋が旅籠とは言え、それらを備えていた事はその措かれた位置を物語っている。

文久2年(1862)の古文書(前述、宿内軒並取調上書)によると、宿内の建物は旅籠とそれ以外(商家、茶屋、百姓等)を含めて、多くが間口3~4間であり、間口の広さでは、宿泊施設で脇本陣が間口8間、旅籠で間口6間半が2軒、間口6間が「川坂屋」を含み3軒といった状態で、これからも当家の規模が読み取れる。ここに書かれた「川坂屋」は

間口六間
畳五拾八畳半
板鋪六畳
奥行拾三間
惣畳数 六拾四畳半
惣坪数 七拾八坪

とあり、かなりの構えであったと見られる。

明治になり、旧東海道の宿場のいくつかは急速にその役目を終え、日坂宿の「川坂屋」も明治初頭に廃業したようである。しかし、当家に残存する明治期の山岡鉄舟の書から推測すると、廃業以後も要人の要求には答えて、宿を提供していたとみられる。その後、斎藤家住居として使われ、いくつかの改築を重ねて現在に至っている。



川坂屋正面全景(平成6年撮影)

第3節 構造形式

1) 平面と間取り

旅籠「川板屋」の現存している主屋建物は、旧東海道に面した正面をほぼ西に向け、逆さコの字型に三つの棟が連続している。正面の2階建ての主屋は切妻平入り、それに続く平屋2棟は寄棟である。この他に主屋右側面に正面側から鉤型に付属屋が建つ。この付属屋は正面側の部分が中庭に向かって吹き放しで、かつては主屋の一部で室があり、右側面(南側)は敷地境の形態に合わせて変形した建物で、転用材が多く確認でき、ほとんどが物置として使われていた。

主屋の街道に面した部分は切妻(棟筋が南北方向)の2階建て、左側面に小さな落棟を有している。なお、当報告書に於いて使われる室名は修理工事に臨んで仮に使用した室名であり、当初の室名は不明。

本 棟：桁行 6間(復原寸法、現状は四間)
梁間 4間4尺
落 棟：桁行 4尺
梁間 3間2尺5寸

この上屋の正面側に、1階部分では3尺(現状は道路の拡幅で切り詰められ、2尺程となっている)の出の下屋が、2階部分では1尺8寸の出の下屋があり、そのうち、1階部分は向かって左側の四間が吹き放し、右寄りの2間(推定復原部分)が屋内に取り込まれ、みせの土間の一部になっている。2階の下屋は雨戸付き出格子で、出桁造で1階下屋に乗り込む形で、本棟桁行き全部に施されている。但し、正面右寄りの2間は1、2階共に上屋部分は全く欠損していて、1階の下屋部分と、それに連なる後補の吹き放し建物が現存している。

2階建て部分の背後には鉤型に平屋建ての二棟がつながり、全体で逆さコの字の主屋を構成している。

2階棟に連なる中央部：桁行(中庭側) 3間
(棟筋が東西方向) 梁間2間

背面側の部分 : 桁行(背面側) 4間2尺

(棟筋が南北方向) 但し右側面は国道付替
で切りとられた為不明
梁間2間

このL形の上屋に北面(左側面)は出が2尺の下屋、東面(背面)は3尺、建物内側(中庭側)に鉤形で、出3尺弱の下屋がそれぞれ付随している。北面の下屋は床ノ間や押入であり、東面(背面側)及び中庭側下屋は縁側として利用されている。東面側の一部は上屋、下屋共に前述した様に国道付替えにより敷地共に南寄り(右側面)が斜めに切り取られ、当初の規模は不明。かつての居住者によると、この部分には水廻り施設等(廊下や浴室、廁等)があったと言われるが、詳細は不明である。更にこの部分及び旧台所跡には、後補の厨房やその他の水廻り施設が建て込まれ、地中の旧基礎廻りも痕跡が破壊されていた為、簡易な発掘調査では明確にならず、一度は掛川市に依頼した発掘調査を断念した。

間取りはまず正面側の2階建て本棟の1階は、桁行左側2間半の正面側より、奥行約1間の「みせにわ(土間)」、その梁間方向に続き、奥行約1間、板間の「広敷」、更にその奥に畳敷きの8帖「みせノ間」とその右に巾約3尺の切目縁の廊下が配置されている。次に、桁行中央の1間半は、正面側奥行約2間がその左右と共に「みせにわ」の一部、その奥2間半が背面側の中庭(外部)まで続く「通りにわ(土間)」となっている。桁行右側2間は正面側の奥行2間が梁間半間の下屋を室内に取り込んで10帖の広さの「みせにわ」の一部であり、背面側は8帖の室(現存せず)で、この桁行右側2間の部分は正面の下屋部分だけが現存している。この8帖の室の背面側には土間の台所があったと言われる。

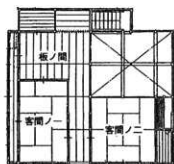
この棟の左側面には落棟(桁行4尺)が付随し、正面側より押入(みせにわ)、押入(広敷)、階段部屋(奥行、7尺5寸)と奥に向かって並んでいる。

2階はまず、落棟部分が正面側より押入と2階「板ノ間」につながる「階段部屋」となっている。この踊り場から入った桁行一間半は「板ノ間」で、桁行中央の畳敷き7帖半の「客間ノ一」と巾4尺の「廊下」につながる。板間の梁間方向奥の部分は、その境に土壁が施されて区画され小屋裏であり、室として使われた痕跡は皆無である。「客間ノ一」の

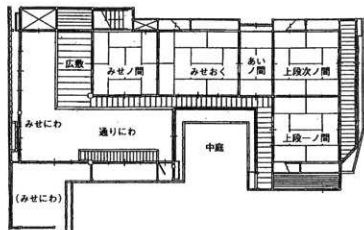
梁間方向奥は、廊下を挟んで床ノ間と縁側（共に背面側）を伴う8帖畳敷きの室「客間ノ二」である。桁行右側2間は現存しないが（推定復原の根拠は後述）、正面側より奥行1間半の6帖、巾4尺の廊下、奥行2間の8帖とその背面側の縁側と配置されていたと推定する。そして、6帖はその左の7帖半とは壁で区画されていたが、8帖は並んだ中央の8帖とは建具で区画された続きの間であり、廊下や縁側は現在の右側壁より更に右側に続いていた事が確認できる。

中央の棟は棟筋を正面側の向けていて、梁間方向左側2間が10帖畳敷き（正面側3尺は2階棟に属する）の「みせおく」、その奥（＝桁行き方向）に4帖畳敷きの「あいノ間」、この2室の梁間方向右側に巾約3尺の縁側が付随する。この縁側は「あいノ間」の外れで右に折れ、一番奥の棟の中庭に面した縁側に続いている。又、両室の北側にはそれぞれ脇床、床ノ間、出窓（奥行き2尺）が設けられている。

一番奥の棟は中央の棟と直角に交わり、棟筋を正面側の2階棟の同じ南北に向けている。この棟の間取りは桁行に8帖2間、「上段一ノ間」「上段次ノ間」が並び、その四周に下屋が施されている。これらの下屋は梁間方向の中庭側と背面側は共に出が3尺の縁側で、桁行側は共に出が2尺の床脇及び床ノ間となっている。但し中庭側の縁側は二室の中央の室境で正面側に折れ、左側の8帖には前述の「あいノ間」が連なる。この2室は他の室より約4寸程床が高く、上段ノ間となっている。そのため、背面側の縁側は中庭側の縁側より床位置が高く、この棟の右側面に残る廊下（巾は不明）の痕跡は背面側と同じ高さのため、中庭側の縁側との境にも上框の痕跡が見られる。この棟の右側面側は前述した様に国道1号線のバイパス建設に伴い一部を切り取られた上、そこに新たに水廻りを中心とした建物が建てられたため、地下に残る建造物の基礎廻りの遺構も破壊されて、復原のための資料が得られなかった。唯一資料としては、かつての居住者に記憶を基にして描いていただいた絵図であるが、幕末の記録に見られる間口6間よりかなり大きな間口の建物が示されていて、当然、時間的に当初と判断しがたい。又、この図以外にも付近の年輩者からも僅かながら戦前の状態についての情報が得られた。それらに因ると、川坂屋の主屋は全体として逆さコの字型ではなく、ロの字型であり、その欠失した部分に土間の台所があったと判断する。



2 階



1 階

修理後平面図

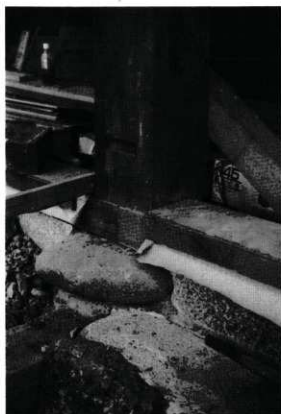
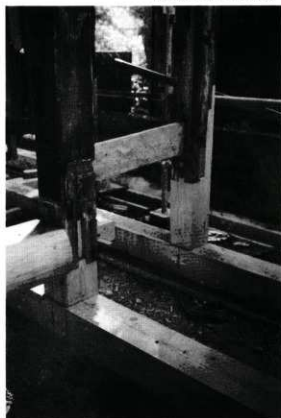
2) 基礎

この建物の基礎はすべて自然石の独立基礎で、北面（左側面）外周部はそれに土台が乗る。内部の柱は上屋側柱は土台の上に建ち、それ以外は石場建てで柱が石の上に直接建っている。下屋柱は北面を除き石場建てである。正面左端落棟部分及び落棟の左側面、それに続く中央棟及び背面棟左側面の下屋には基礎石の間に玉石の差石が施されている。但し、街道に面した上屋正面の柱筋は石場建てであり、地覆（敷居兼用、樺材）下には布石も差石も見られない。正面右側の室内に取り込まれた下屋柱筋下部には例外的に切石（一部コンクリートブロック）の地覆が施されているが、軒の出が詰められている為、当初とは判断できず、又、右側面はまったく欠損しているので不明である。但し、修復に当たり、建物を既存位置より高く据える事が道路との取り合いでほとんど不可能で、なおかつ外周部と内部の高低差の小さい部分がある為、外周部には床下への雨水の侵入を塞ぐ目的で、切石（花崗岩）布基礎を施した。

3) 軸組

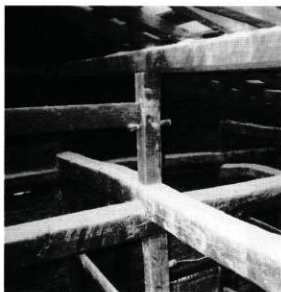
基本的には各棟の上屋の側柱の下には杉材（五平）の土台が据えられている。但し、修理工事に於いては今後の維持管理を考慮して杉材を桧材に変更した。下屋部分はほとんどが石場建てであるが、北面（左側面）はすべて土台が施されていた。下屋部分は当初と判断しにくい部分が多く、これらの土台も当初とは断定できないが、隣地一杯の部分であり、維持管理及び構造上の補強として土台を施工した。柱はほとんどが室境の四隅部分のみに建てられ、室境中央に建てられているのは床廻りや押入部分のみである。柱筋の室境には末口5寸程の杉丸太（太鼓仕立て）の足固がほどこされている。下屋の柱筋は地貫で固めている。足固は柱にホゾ入れ程度であったが、修理に於いてはほとんどが取り替え（腐朽等により後補の補足材が大部分の為）であったので、ホゾ差し車知栓留めとした。背面側棟の縁境の上桎（樺材）の直下にも足固が見られる。又、玄関広敷下部の土台は2寸5分角程度の割材で、構造的な役割をほとんどはたしていない。

貫は足固のない部分には地貫、そして胴貫、内法貫、天井貫が施されている。胴貫は1階下屋（上屋



礎石と地覆（柱、とノ2）

転用の柱（ホゾが合致しない）



小屋裏（刃物の跡）

部分に壁無し）部分には3本、又、差鴨居があり小屋裏の余裕の無い部分は天井廻縁の直下に貫が配されている箇所も見られる。

2階棟は胴差と床梁（根太梁）で2階床を支えている。一部床を構成せずに小屋裏になっている部分は丸太梁が掛けられ、通し柱にホゾ差して納められている。この丸太梁は他の胴差とは異なった高さ（胴差より約3尺高い位置）に掛けられ、それは平屋建の2棟の小屋梁と同じ高さである。

小屋梁は各棟共通で、京呂組である。但し、平屋の2棟は軒桁を跨いだ小屋梁の先端に鼻母屋桁を配置してそれで垂木を受けているのに対して、2階棟の正面側は軒桁が垂木を受け、更にその背面側は折置組で、軒桁が垂木を受ける形で納めている。更に2階正面では京呂組で軒桁に渡りアゴで納まった小屋梁が、垂木の成の浅い掛かりながら軒桁前方に伸びて出桁を枯木の様に支えている。出桁は見た目ではその下の腕木で受けているが、この枯木状の小屋梁が役目を果たしている。2階棟の本棟と落棟境には1階と2階の上下の柱位置がずれる為に柱面に留められた半割の梁で小屋梁を受けて、それに柱を受けさせる変則的な納まりも見られる。2階棟の右側面はかつては建物中央の柱筋（梁間方向）であったが、ここでは正面側室（客間ノ一）境中央の柱が省略されていて、1階の指物への影響を考慮した結果と判断する。又、この面の背面側の隅柱とそれに並ぶ2本の側柱はまったくの転用材で、丈も足りなく寸面も小さい。隅柱は当初の建物には無く、更に右方につながる縁側の先の柱で軒桁は支えられていたと判断する。

平屋部分の軸組も概ね同様である。中央棟の右側面（南面）の軒桁は、1階部分に柱が無い箇所でも2階棟の身舎側柱を受けるので、その先にある2階床ノ間廻りの2本の脇柱を長いホゾで釘差した形で荷重を伝達している。

下屋部分は2階棟正面側と背面側棟の背面側の下屋は、上屋との間に繁梁が施されているが、その他の下屋は垂木のみで上屋とつながっている。二つの平屋棟の中庭に面した下屋は入り隅に柱がなく片方の軒桁を延ばして上屋側壁の補足材で受け、軒桁同士が入り字型に組まれている。

4) 床 組

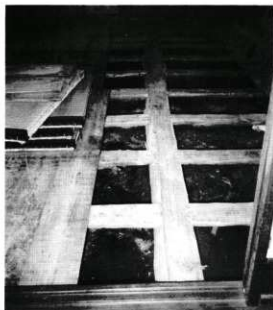
上屋の床組は柱筋の足固と大引、根太の上面を同じ面として板張り下地としている。大引は丸太の片面に面付けした杉材で、7尺5寸/2から6尺間に配されて、3尺から6尺間に床束そして自然石の束石に支えられている。大引及び根太の端部は足固及び大引を欠き込んで留められている。一部、地貫の上に掛けられた根太も見られたが、それらは後補であった。根太も大引同様の面付け杉丸太で、1尺5寸間に配されている。これらの床組材は修理にあたり、多くが後補材であり取り替えとなる為、今後の維持管理を考えて検材に取り替えた。又、「上段次ノ間」と「あいノ間」の床組はすべて丸鋸製材品で後補であった為、他の床組同様に修復した。

「広敷」と「廊下(1階)」「縁側」2箇所は厚さ8分~8分5厘の松板(一部杉板)に吸い付き棧で反り止めを施して張り込まれている。板の相互の仕口は相欠きで、そこに2尺置に雇い実を入れて固定している。広敷は床組として大引、根太が組まれているが、縁側は上框の欠き込みと足固に板を掛け渡して根太を用いていない。又、上框は樺材で、裏側に反り止めの切り込みに共木を挟み込み、更に約6尺間に縁巾を調整する為の棧を足固との間に掛け渡してある。この材は寄蟻で上框に取り付けられ、相方を足固を貫通して込栓で留められている。2階棟の「みせにわ」の右側面に取り付けられたかつての座敷(8帖)への上り台も同様の納まりである。但し、背面側棟の東面縁側はその巾の中央に大引を施工し、他の縁側同様に張り込まれている。ここには縁巾調整用の材は見られない。

2階床は3尺間に配された小梁に厚さ7分の松板を張り込んでいる。ここでも板の継ぎ手は相欠きで雇いホゾで納められている。

5) 小 屋 組

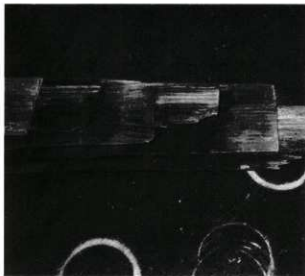
3棟共、小屋梁上に小屋束を立て母屋桁や棟木を支える和小屋形式である。2階棟正面側は、小屋梁を軒桁の先に延ばして出桁を支え枯木の様な使い方をしている。小屋束は3棟共、桁行は6尺間に対して、梁間2階棟は5~6尺間(一部約4尺間)で、他の2棟は3尺間。これは当初の屋根葺き材の違いによって使い分けられた結果と判断する。小屋貫を



床組・大引と根太



床板の裏の仕掛



小羽板（旧屋根葺き材）

6) 屋根

屋根葺き材は2階棟は小羽板葺き、平屋棟は瓦葺きである。但し、2階棟は小羽板以外の詳細納まりが確認できず、修理前の瓦葺きで施工した。下屋は瓦葺きであるが、2階棟正面の下屋の当初材は不明。小羽板は杉材で、長さ1尺、巾2寸5分、厚さ2分、働き足は2寸、これらは屋根裏に残存していた旧材（約15枚）で確認できた。瓦屋根の下葺きは杉皮で3枚重ね、葺き土は全面に葺かれていたが、当初の形態は不明。修理にあたり、屋根荷重を軽くするためにルーフィングを施工して葺き土を取りやめ、空葺きとし、ルーフィング施工の為に杉皮の上に平な面を確保する目的で合板を敷き込んだ。瓦は空葺きとした事と、旧材の傷みが激しい事により引掛け椀瓦（旧材は椀瓦）に変更した。旧瓦のうち、傷みの軽い瓦は取り合いの付属屋の屋根に再使用し、保存した。

7) 柱間装置

柱間装置は大きく分けると壁及び建具である。壁は土壁と板壁のみで、板壁は下見板と縦板張りである。下見板は土壁の保護で必ず土壁と一緒に施工されている。縦板張りは押入内壁のみ使われている。その他、透彫りした板を枠にしてはめた欄間がある。上屋の1階の内法下に壁が施されている箇所は、現状では背面側棟の右側面床ノ間廻りと落棟の外壁のみで、旧態に復原しても2階棟と台所棟の南面にわずかに考えられる程度である。修理に際して庭側に付けた壁は、すべて土間廻りの補強の為で、旧態には存在しない壁である。北面（左側面）の下屋には、床ノ間廻りをはじめとして土壁が多く見られる。2階では下屋の外周は勿論の事、上屋内壁にも間仕切として土壁が多用されている。

建具は下記による（室名は前述した様に修理工事に際して設定した室名を使用する。又、活用にあたり設置した建具を含まず）。

1 階：

「みせにわ」正面（西面）北側2間半・高腰付和紙貼障子4本引違戸及び板戸（一筋、雨戸）同中央1間半・横舞良4本引違戸及び高腰付障子2本引分戸、同南側2間（柱間1間づつ）・板戸2本引違、同北面左側1間・中棧入板戸2



壁下地・小舞竹

本引違違

「通りにわ」南面東側2間・簾戸4本引違、同東面1間半・腰付和紙貼明障子3本引違戸及び板戸(一筋、雨戸)、

「広敷」東面2間・簾戸4本引違、同北面1間・中棧付板戸2本引違違

「みせノ間」東面2間・本襖4本引違戸、同北面右側4尺6寸・本襖2本引違戸

「みせおく」南面2間半・腰付和紙貼明障子4本引違戸、同東面2間・本襖4本引違戸及び杵付透かし欄間

「あいノ間」南面1間・腰付和紙貼明障子2本引違戸、同東面2間・本襖(源氏襖)4本引違戸及び杵付透かし欄間、同北面1間・和紙貼明障子2本引違戸

「上段次ノ間」南面2間・本襖(文字入り)4本引違戸及び杵付透かし欄間、同東面2間・腰付和紙貼明障子4本引違戸及び組子欄間、同北面1間(床脇天袋)・本襖2本引違戸

「上段一ノ間」西面2間・腰付和紙貼明障子4本引違戸、同南面1間(床脇天袋)・本襖2本引違戸、同東面2間・腰付和紙貼明障子4本引違戸及び組子欄間

「中庭廻り縁側」2間半(南面)及び2間弱(西面)・板戸(一筋、雨戸)

「上段ノ間東面縁側」東面4間・板戸(一筋、雨戸)

2階:

「板ノ間」正面(西面)1間半・和紙貼明障子3本引違(2本溝)戸、同南面1間半・中棧付板戸(絵入り)2本引違、同北面1間・中棧付板戸2本引違

「客間ノ一」正面(西面)2間半・和紙貼明障子4本引違戸、同東面1間半・本襖2本引違戸

「客間ノ二」正面(西面)1間半・本襖2本引違戸、同南面2間・本襖4本引違戸、同東面1間・本襖(文字入り)2本引違戸

「客間ノ二東面縁側」東面・板戸(一筋、雨戸)

「正面出格子」4間・格子戸(一筋)及び板戸(一筋、雨戸)

8) 床

三和土 : 1階 「みせにわ」「みせにわ押入」
「通りにわ」

畳敷き : 1階 「みせノ間」「みせおく」
「あいノ間」「上段次ノ間」
「上段一ノ間」

2階 「客間ノ一」「客間ノ二」
板敷き : 1階 「広敷」「中庭廻り縁側」
「上段ノ間東面縁側」
「みせノ間南面廊下」「階段部屋」
「押入等」

「床脇(みせおく及び上段ノ間2室)」

2階 「床ノ間」「客間ノ二東面縁側」
板 量 : 1階 「床ノ間(みせおく及び上段ノ間2室)」

9) 天 井

根太天井 : 1階 「みせにわ」「広敷」「通りにわ」
「みせノ間南面廊下」

竿縁天井 : 1階 「みせノ間」「みせおく」「あいノ間」
「上段次ノ間」
「上段一ノ間」「中庭廻り縁側」
「床ノ間」「押入等」

2階 「板ノ間」「客間ノ一」「廊下」
「客間ノ二」「床ノ間」
「押入」「客間ノ二東面縁側」
「階段部屋」

雨戸・防犯用角柄



10) 敷地

現状の川坂屋の敷地は、この建物が竣工したと思われる幕末期とは大きく変えられている。先ず正面側は旧東海道が国道1号となり、その後の車社会の発展で道路の拡張を余儀なくされ、約3尺程詰められている。更に主屋の背面側は国道1号のバイパス道路として斜めに切りとられ、下屋の一部やそれに連なっていたと思われる棟は大半が損失した。当然バイパスの道路部分には別棟や数棟の蔵が建っていたし、更にバイパスによって分割された敷地にも他の施設があったと聞く。現在の敷地は西面を正面として背面側が左に折れた鉤型で、台形が二つ連続した形であり、背面側は国道1号の旧バイパスに沿って42m程である。この鉤型の部分が当初からの敷地であるのか、バイパス施工の際の代替地であるのかは判明しない。

正面側開口 : 9間半弱 (約17.3m)

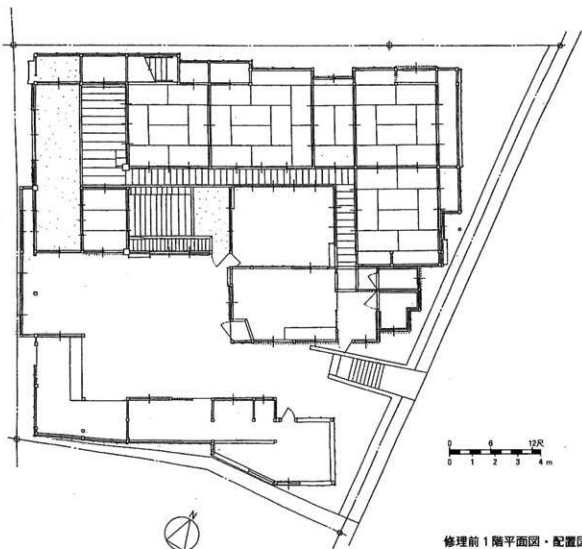
奥行 (主屋の建つ部分)

右側面 (南側) : 9間弱 (約15.7m)

左側面 (北側) : 13間強 (約24.1m)

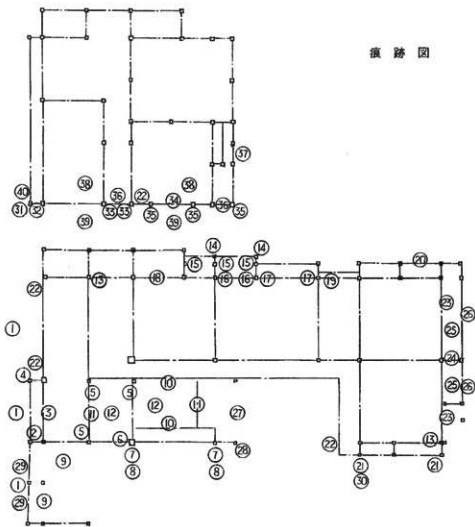
旧東海道は川坂屋の前で北から南へと約75cm程下っている。敷地は北側 (左側面) をほぼ全面道路と同じ高さに平滑に整地されている。道路境は堆積岩の検地石積みがほどこされている。敷地全面を道路の拡張で切り取られる以前も斯様であったと聞く。

この敷地に主屋は落棟部分の北面 (左側面) を隣地境に沿わせ、旧東海道路端に正面2階棟を平行させて建っている。



修理前1階平面図・配置図

痕跡図



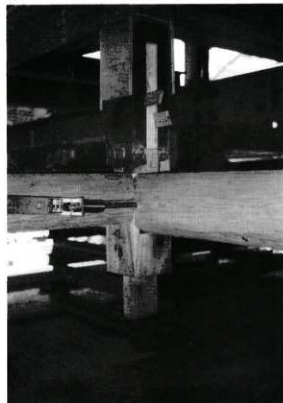
1. 正面下屋、垂木先端に軒桁の圧痕と和釘
2. 外長押が屋内側に廻り込む加工
3. 土間の出入り口、敷居及び鴨居、残存（3本溝）
4. 柱間装置（矩折）の柱取り合いが現造、柱を含む全てが後補
5. 同上
6. 柱の床板取り合い溝が矩折に残存
7. 上框の大入れの痕跡
8. 刪差が長さ約3尺、残存
9. 刪差及び小梁（=2階床根太）、残存
10. 上框の上面角（肩）が大きく摩耗
11. 上框の柱取り合いが現造、機械挽き、後補
12. 床下地材の全てが機械挽き、後補
13. 土台一部が土中に残存
14. 柱、後補。柱の釘穴1回で洋釘
15. 柱に貫穴及び間渡穴、残存。天井廻縁、残存
16. 柱に床框及び天袋敷居大入れ跡、埋木
17. 床框及び落掛、残存
18. 柱の鴨居取り合い現造、後補
19. 柱に肘掛窓敷居取り合い跡、埋木
20. 窓、壁貫を切って施工、後補
21. 柱に縁側外長押が折折に取り付く痕跡
22. 戸袋、取付加工が稚拙、後補
23. 長押用欠き込み（柱及び東面）
24. 壁、後補。貫穴及び間渡穴が稚拙
25. 化粧掛け込み天井、残存
26. 一筋敷居（溝付き）、残存
27. 差鴨居、転用材。複数の痕跡
28. 柱、転用材。高さの不一致の仕口が複数あり
29. 敷居及び鴨居は2本溝付き。格子戸は後補
30. 柱に上框大入れ（埋木）の痕跡。廊下が一段上がる
31. 柱に出格子の外長押が更に延長されていた欠き込み
32. 出格子先端柱及び袖壁、後補
33. 柱に天井廻縁が更に延長されていた欠き込み
34. 梁下に柱取付痕跡無し。2間開口
35. 柱、転用材。柱丈が梁に届かず
36. 壁、後補。貫穴及び間渡穴が稚拙
37. 戸袋の取付及び加工が稚拙。後補
38. 小房梁（敷梁）の継ぎ手位置が不自然
39. 小房梁（敷梁）の末端が外部に露出
40. 柱及び腕木、後補（仕口が現造）

第2章 保存修理工事の概要

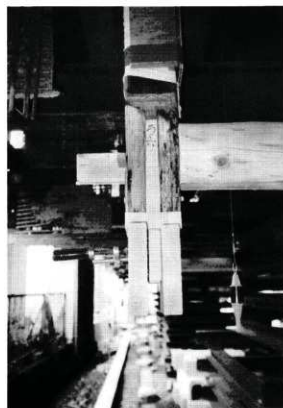
第1節 保存修理事業の経過

(1) 概 説

旧日坂宿の川坂屋の主屋は嘉永年間の地震により倒壊した後に建築された建物であり、明治初期に旅籠を閉めたと言われている。安政大地震（旧歴嘉永7年11月、1854）による被災後の建築となると、旅籠として15～20年間程使われた事になり、その後は斎藤家の住宅として100年の余、使われてきた。この家も全国各地の農山村と同様に、地元で現代的な基幹産業が無い事により、子弟の高校歴化に伴い、住人の都会への転居、高齢化が進行し、近年は無住の状態になっていた。現在、斎藤家の当主は神奈川県在住であり、当地への帰還が不可能である事により、掛川市へ建物の寄付が申し込まれた。そこで日坂地区の有志はこの建物を地域興しの起爆剤と捉え、市当局もその意欲に応えるべく、この施設を修理、復原、活用する事を決定し、事業が企画された。事業費は地域の出資と、市費そして、折しも、旧東海道宿駅制度制定400年の企画を進めていた静岡県補助金（掛川市に対して）も順調にまともり、1998年度に事業実施となった。但し、諸般の事情により98年の秋から修理が着手されたが、着工後の解体調査で足廻りの破損が予想以上であり、急きょ99年9月まで期間を延長して工事が進められた。又、調査により正面右寄り2間が1、2階とも撤去されている事が明らかになったが、復原する予算措置が不可能である事、現調査では撤去部分の詳細が明確では無い事により現状の修理となった。今後は、市指定有形文化財の承認を受けた上で地域の有志に支えられた施設として充実してゆく方針と聞く。



掲げ屋された建物



(2) 事業経過及び事業費

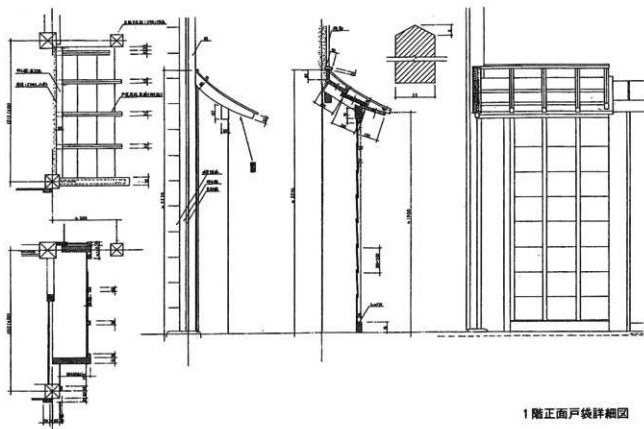
・事業経過

1995年	掛川市に所有権移転
1998年6月	修理工事調査設計
同 11月	修理工事発注
1999年9月	修理工事完成
同 10月	展示計画及び展示品製作着手
2000年1月	展示品完成

・総事業費		81,943千円
内 訳	修理工事費	58,735千円
	設計監理委託料	3,003千円
	資料展示施設整備	4,502千円
	土地取得費	15,703千円

尚、各事業は以下の外部業者に委託され、実施された。

- ・調査及び修理設計：
（株）増田千次郎建築事務所（静岡市）
- ・修理工事監理：
同 上
- ・修理工事：
斎藤工務店（掛川市）
- ・修理工事現場指導：
杉山安央（大工職、静岡市）
- ・展示計画：
日坂地区有志 及び
（株）増田千次郎建築事務所（静岡市）
- ・展示品製作：
（株）室内装備（清水市）



1階正面戸袋詳細図

補強された壁下地



構造補強の為に追加した壁

第2節 修理方針

この工事は掛川市の商工観光課の所管であり、当初、修理企画を立てた技術者（所管外と思われるが）は木造建築、取り分け伝統的建造物に関する知識を有していない（大学の建築教育に於いて木造に関する講座は皆無に近い状態である為、致し方無い訳であるが）為か、72坪強の建物の調査・設計・設計審査・発注・修理工事を8ヶ月で成し遂げる、と言う至難の工程を提示した。しかし、修理工事開始と共に実施した解体調査により、皆無に近い状態の土台が隅部分に2ヶ所残存し（この発見により構造的には有利となったが）、その結果、1階の柱46本（解体撤去する柱を含まず）のうち、33本が根継ぎが必要である事が判明した。更に床組を含めた足廻り材の大半が、腐朽等により欠損した材を別材で補足した程度で、多くを取り替え補強せざるを得ない状況である事が明確になり、急遽、工期の延長（次年度への継続）と工事費の追加変更を実行した。

又、一部の解体により古文書にあるとおり、主屋正面右側2間が欠落している事が判明したが、これに付いては、詳細が推定復原の域をでない事、予算措置が地元負担を含めてまったく不可能である事により断念した。但し、復原については、敷地南側の付属屋を解体調査すれば、ここに転用されていると見られる材があり、今後の調査に期待する。

各工事は下記の方針で進められた。

構造体は解体せず、足廻り材の取り替え、補強は揚屋により下部から施工する。但し、正面1、2階下屋（出格子）及び中庭廻り下屋は解体し、腐朽により一部欠損した軒桁や造作材を取り替える。正面右側面の付属屋は、工事資材の搬入口として一時解体し、本体工事了後に復旧する。後補の左側面下屋（仏壇廻り）の一部と、奥右側面（南側）の台所及び水廻りは解体撤去する。

屋根は原則として垂木、野地板（小間返しに張り上げ、化粧野地板は取り替え）を再用とし、瓦及び葺き土、土居葺きまで撤去、取り替え部分のみ垂木までを撤去とする。

基礎は不同沈下が見られるので、石基礎の下にRC造の地梁を施工し、上屋の外側廻りは、床下への

外部からの浸水を考慮して、石の独立基礎を石の布基礎に変更する。その際、当初の布基礎は堆積岩（砂岩）であるが、吸水率や耐力を考慮して花崗岩を使用する。

上屋側柱及び一部の内部軸組の下部には、杉材の土台が施工されていた事が判明したが、ほとんどが欠損して新材となるため、今後の維持監理と軸組下部の補強を考慮して杉材を桧材に変更して施工する。更に多くを取り替えざるを得ない足固、大引、根太類も杉材を桧材に同様な理由で変更して施工する。これらの足廻り材の留め方は簡単なホゾ差し程度であったが、ホゾを長くして込み栓や車知留めにし、更に金物を補助使用して剛性を高める。

柱はすべて再用とし、下部欠損材はその継ぎ長さ等に応じた仕様により根継ぎする。構造補強で追加施工する軸組（当初には存在しない）は桧材とする。軸組上部の軒桁や梁、胴差類は大半は再用可能、一部に腐朽、蟻害による欠損が見られる。それらは箇所に応じ、特に構造的チェックにより補修又は取り替えを決定して施工する。取り替えに際して、当初材は板葺きの寸面であり、瓦葺きに即した寸面に近づける方法を考慮する。2階床を支える小梁（＝床根太）は蟻害、腐朽がかなり見られるが、すべて補修（金属補強も実施）し再用する。又、半解体修理のため、材の取り替えによって構造的に無理が生じる箇所は、新材による補足を強化して旧材を残す工法も考慮する。

造作材は正面の地覆及び2階出格子、中庭縁側鴨居の一部は取り替え、その他は再用とする。まったくの欠損材は旧材の樹種等をチェックし、新材を補充する。

床板は松板で、ほとんどを再使用、又は一部後補の床板を利用した。取り替えは主として松板の白太部分が虫害により強度を損失した部分を巾詰して再用したため、板巾及び張り枚数は当初と異なる事を犠牲とした。

その他の床材で、畳はすべて新材とし、土間の三和土も内外共、基礎工事の為に旧材を撤去し、新材で施工する。

壁は原則として全解体し、壁量が極端に少なく、建築基準法に即した壁量を確保するために、構造補強の合板を刃付により柱に取り付けて補強（木ネジ

使用）し、ラスボード下地を荒壁として中塗及び仕上げ塗を施工する。その際、上塗材は汎用材を使用する。外壁は合板補強の上、下見板等の仕上げを施工する。塗厚は当初の壁チリに従う。

瓦は当然、建築当初材ではないし、劣化がかなり見受けられ、と同時に葺き足が葺き巾に比べて極端に狭い事、耐震を考慮して葺き土の使用を最低とする事から新材の引掛け棧瓦を使用する。又、屋根が瓦葺きとしては緩勾配で葺き土を使用しない為、アスファルト＝ルーフィングを敷き込み施工する。

建具類はその意匠や材仕上げから見て当初とは明らかに判断できない例も多々あったが（特に上段ノ間廻り）、当初の建具が不明の為、すべてそのまま補修、再用とした。又、玄関廻り建具は、一部推定して製作した。

修理後の広敷の床



第3節 修理内容

設計時に於ける調査は解体による調査ではない為、不十分であり、工事着工と共に半解体を進めながら再調査を実施し、その結果に基づき工事内容を変更して工事を続行した。それにより、前述した様に工期と工事費の追加措置をした。

一部、今後の施設の活用と建築基準法への対応を考慮して、建築当初と異なる仕様及び構造補強を実施した。なお、下記の修理細目には工事に伴い解体し、そのまま復旧する部材及び造作工事は含まない。

1) 基礎

- 上屋（落棟部分も含む）及び左側面（北面）下屋のすべての柱筋にRC造地中梁を新設。その他の下屋柱下至上屋側柱下から延びるRC造地中梁を新設。
- 2階棟正面柱筋（2通り、ろーぬ間）の地覆及び下屋柱筋（1通り、ぬーか間）の土台、同中央背面側（11通り、へーぬ間）柱筋の土台、落棟上屋柱筋の土台、左側面（北面）下屋柱筋の土台施工箇所下部に花崗岩切り石の布基礎を新設。
- 2階棟右側面（南面、ぬ通り、2-11間）柱筋の土台施工箇所下部に花崗岩切り石の布基礎を新設。
- 中央及び背面棟中庭廻り縁側、背面棟背面側（東面）縁側の柱石と縁東石を花崗岩切り石で新設。
- 6及び10、11通り、ぬーる間にRC造地中梁を新設。ぬノ6及び10、11に花崗岩切り石で新設。構造補強の補壁（当初建物には無し）を新設する為。

2) 1階軸組、その他構造部材

- 8-12間、いー又い間の旧押入北面側軸組を撤去。
- ろ通り、6-21、へ通り、6-17、又ぬ通り、17-21、6通り、ろーへ、17通り、ろー又ぬ、21通り、ろー又ぬ間の各柱筋に土台（桧材、新材）を設置。
- 各棟左側面（北面）下屋の柱筋に土台（桧材、新材）を設置。
- 背面棟右側面の新築廊下柱筋に土台（桧材、新材）を設置。
- 11通り、へーる間の柱筋に土台（桧材、新材）を設置。一部は敷居兼用。
- ぬ通り、6-11間の柱筋に地覆（桧材、新材）を

設置。但し、当初建物には無し。

- 2通り、いーぬ間の柱筋に地覆（樺材、いーろ間は桧材、共に新材）を設置。大半（樺部分）は敷居兼用。ろーぬ間は腐朽により取り替え、いーろ間は欠損。
- ぬ通り、2-6間の柱筋に地覆（敷居兼用）を設置。但し、当初建物には無し。
- 1階柱33本を根柢補修。
- 正面下屋「ろノ1」「とノ1」の柱（杉材）後補で丈が短い為、新材に取り替え。
- 「ぬノ4」の柱は後補の為、撤去。
- 「かノ2」に柱（杉材）を欠損により新設。
- 「とノ11」の添え柱（桧材）は後補の為、柱（杉材、4寸角）を新設。
- 2階棟右側面「ろノ6」「ろノ10」「ろノ11」に構造補強の為、柱（桧材、4寸角）を新設。但し、当初建物には無し。
- 背面棟右側面、廊下新設、「又ぬノ16」及び「又るノ16-21」の計4本の柱（桧材、4寸角）を新設。
- 「りノ22」の柱（杉材、4寸角）を新設。但し、本来の位置は「ぬノ22」
- 「とノ4」「ぬノ4」「とノ6」の計3本の柱を後補により撤去。
- 「をノ2」の柱を後補により撤去。
- 「又いノ10」「又いノ12」柱を後補により撤去。
- 「ちノ22」柱を後補により撤去。
- 6及び10、15通り、ろーへ間、17通り、へーぬ間、へ通り、10-21間に足固（桧丸太、末口5寸、太鼓、新材）を設置。
- ろ通り、4-17間及び17通り、ろーへ間、ぬ及び又ぬ通り、17-21間に地貫（杉材、新材）を設置。
- 正面2通り、ろーと、とーぬ、ぬーか間の胴差、蟻害により取り替え。ろーと間は柱間長さに対して当初材の成が不足のため、下部欄間（板はめ込み）を利用して成を増す。
- 11通り、とーる間の胴差、腐朽により端部欠損し取り替え。
- と通り、10-18間の軒桁、腐朽により端部欠損し取り替え。
- 22通り、へーぬ（但し、への字型）上框（敷居兼用）、欠損により新設。

- 22通り、へーぬ（但し、への字型）差鴨居、欠損により新設。
- ろ通り、10-12間の軒桁及び鼻母屋桁、腐朽により端部欠損し新材で補修。
- 11通り、ろへ間の胴差、腐朽により端部欠損し、一部補修。更に10通り側に新材の胴差を寄り沿わせボルトで縫い合わせる。
- と通り、11-16間及び16通り、とーを間（中庭廻り）の上框（樺材）、天端腐朽箇所を補修。

3) 1階造作、壁、建具

- ぬ通り、1-2間造作、欠損により全て新材（杉材）で施工。
- 1通り、ぬか間の中敷居、極端が摩耗により欠損し、埋木により補修。
- 2通り、ろと間に腰付き和紙貼り4本引違い明障子戸及び雨戸を新設。旧ガラス戸は撤去。
- 2通り、とーぬ間に4本引違い横舞良戸及び腰付き和紙貼り2本引分け戸を新設。
- 広敷（通り土間を含む）上框の下部の化粧地覆（樺材）、腐朽により下面が欠損し、補修。
- 広敷床板（大黒柱付近）3枚に後補材による補修が見られ、一枚板（松材、新材）に取り替え。
- 広敷右側3帖間造作及び床を後補により撤去。
- 「通り土間」6-10間床組を後補により撤去。
- 「みせにわ」北面物入、板張り内壁下部が腐朽、新材に取り替え。
- ろ通り、6-8間の鴨居を後補につき撤去。
- ろ通り、10-12間の旧押入造作を撤去。同12-15間の旧仏壇及び押入造作を撤去。
- ぬ通り、2-6間の鴨居を新設（但し、当初建物には無し）。
- ぬ通り、2-6間に腰付き4本引違いガラス戸を新設（但し、当初建物には無し）。
- 2階棟正面左側（いーろ間）雨戸戸袋、両妻板補修、屋根板及び屋根棧、鏡板（下見板張り）、押縁、戸袋下棧を腐朽により新材に取り替え。
- か通り、2-4間の壁を新設（但し、当初建物では不明）。
- ぬ通り、5-7間（土間側）の上棚（式台）、上框（樺材）の長さ（矩折）延長。床板数枚を取り替え、数枚を補充取り付け。
- ぬ通り、6-7間に雨戸戸袋を新設（但し、当初建物には無し）。
- ぬ通り、6-10間に4本引違い簾戸（ガラス入）を新設。旧ガラス格子戸を撤去。
- 6及び10、11通り、ぬーる間に袖壁（腰板壁、上部漆喰塗）造作を新設（構造補強のため）。
- ぬ通り、10、11間にフラッシュドアを新設（但し、当初建物には無し）。
- 11通り、ぬーる間に雨戸戸袋を新設（但し、当初建物には不明）。
- 11通り、とーぬ間に腰付き和紙貼り3本引違い明障子戸及び雨戸を新設。
- と通り、11-16間及び16通り、とーを間（中庭廻り、矩折）の鴨居（杉材）端部極端の腐朽箇所を補修。
- 18通り、又ぬー又る間に雨戸戸袋を新設。
- 階段ささら桁及び設板（松板）を虫害で取り替え。
- 「みせおく」北面床ノ間及び床脇復原、床框（虫害）を取り替え、落し掛取り付け位置を当初に変更、床板（虫害）取り替え。天袋（欠損）を新設、床脇床板及び蹴込み板（欠損）を新設。
- 又い通り、8-15間の土壁復原。8-10間内壁板張りを新設。
- 「あいノ間」北面出窓部分に棚及び中敷居新材取り付け、ろ通り腰壁を復原。出窓格子及び小屋根（板葺き、新材）を取り付け。
- 「あいノ間」北面出窓部分に和紙貼障子組込み2本引違いガラス戸を新設。旧ガラス戸を撤去。
- 17通り、へーぬ間の上框（樺材）、湾曲補整が出来ず、新材に取り替え。
- 又い通り、19-21間の壁の窓、後補により撤去、土壁を復原。
- へ通り、21-22間の土壁を後補により撤去。
- 背面側縁側21-22通り、いーぬ間の押入及び21、22通りの壁（下見板）を後補により解体撤去。
- 背面側縁側21-22通り、へーぬ間（一部変形）縁側造作及び床組を復原。
- 22通り、いーり間に腰付き4本及び2本引違いガラス戸を、それぞれ1組づつ新設（但し、当初建物には無し）。
- 22通り、いーり間に一筋敷居及び鴨居を新設（但し、当初建物には無し）。

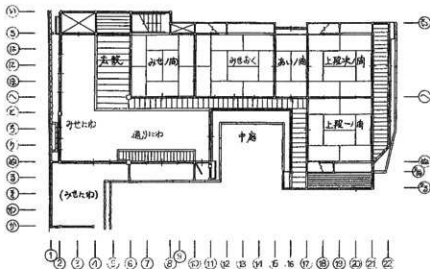
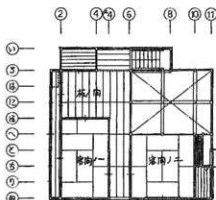
- 22通り、いーり間に兩戸を新設。
- 22通り、又いー又ろ間に兩戸ノ袋を新材取り付け。
- 「りノ22」と「ぬノ21」間に腰付きガラス戸はめ殺しを新設（但し、当初建物には無し）。
- 中庭廻り縁側床板補修。一部新材（松板）を補充。
- 中庭廻り縁側の兩戸を新設。
- 16通り、又ぬー又る間に兩戸ノ袋を新設（但し、当初位置は不明）。
- 各室、及び中庭側縁側の竿縁天井、天井板破損箇所を補修。
- 各室境敷居の敷居（桜材）、摩耗で榎端が欠損、同材を埋木し補修。
- い通り、21-22間の壁を撤去、敷居及び鴨居を新設し開口部を新設。（但し、当初建物に於いては壁。）
- 「みせにわ」「通りにわ」の床の三和土を新材で施工。

4) 2階軸組、その他構造部材

- 「ろノ11」の柱、下部の腐朽により新材（杉材）に取り替え。
- 11通り、又いー又ろ間の軒桁先端を腐朽により補修。
- 「ぬノ7」「ぬノ9」の柱を後補により撤去。その上、同位置に柱（桧材、五平）を、やや外部側に柱芯を移動し新設（補強、但し当初建物には無し）。
- 「又とノ3」に補強の為の柱新設。
- ぬ通り外壁外の軒桁及び小屋梁の先端の腐朽箇所を補修。
- 「ろノ又1」「ぬノ又1」の出格子柱を腐朽により補修（「ぬノ又1」の柱は当初建物には無し）。
- 又1通り、ろーぬ間の出格子下柵（桧材、敷居兼用）及び棚板用根太を腐朽により取り替え（桧材、但し、当初材は松材）。
- 正面出格子吊束及び上部腕木の一部を腐朽により新材（松材）に取り替え（但し、当初材は松材）。
- ろ及びぬ通りの出格子下部腕木を腐朽により新材に取り替え（桧材、但し、当初材は松材）。
- 6通り、いーろ間の階段受梁を虫害により新材に取り替え。

5) 2階造作、壁、建具

- ろ及びぬ通りの出格子下部腕木を腐朽により新材（松材）に取り替え（但し、当初材は松材）。
- 又1通りの出格子鴨居及び欄間鴨居、長押（両面）、竿縁天井を腐朽により新材（桧材、杉材）に取り替え（但し、当初材は松材、杉材）。

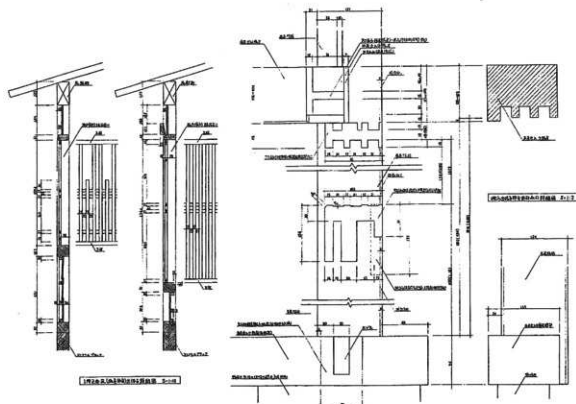


番付と室名（修理後）

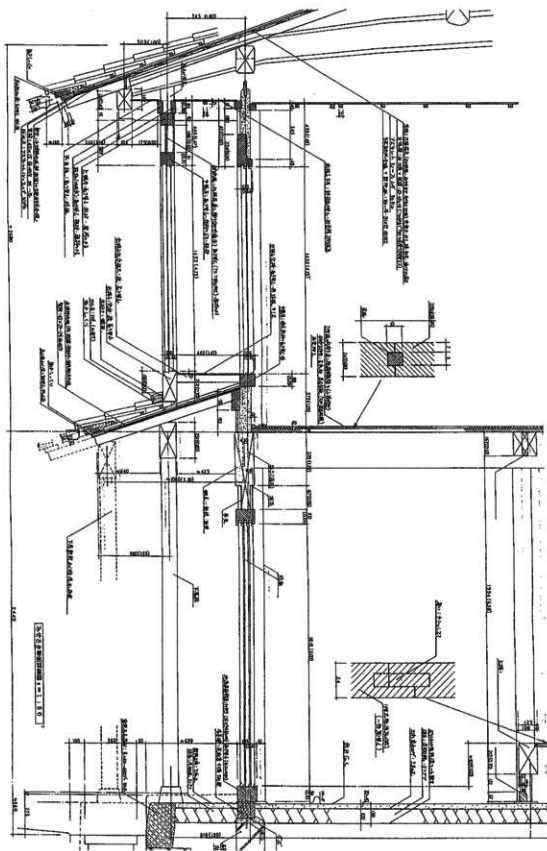
- 出格子欄間板の1枚を補修。
- 出格子棚板を腐朽により新材(杉板)に取り替え。
- ぬ通り、又4-6間のガラス窓及びび窓造作を後補により撤去。代わりに格子付きはめ殺し窓を新設(但し、当初建物には無し。廊下の一部)。
- ぬ通り、6-7間の雨戸戸袋を後補により撤去。
- ぬ通り、7-9間のガラス窓及びび窓造作を後補により撤去。
- ぬ通り、6-10間に4本引違い本襖戸を新設。
- 11通り、と一ぬ間の敷居を腐朽により新材に取り替え。
- 11通り、と一ち間の雨戸戸袋を腐朽により補修。
- 11通り、ち一ぬ間の手摺を腐朽により新材に取り替え。
- 2階床板を虫害により一部新材に取り替え。
- 各室及び廊下の竿縁天井の天井板の一部を腐朽及び欠損により補修。
- 8通り、階段室窓を後補により撤去。壁を復原。
- ろ通り、和紙貼り明障子の組子の一部を補修。

6) 外壁、屋根

- 外壁下見板(杉材)を腐朽及び欠損により全て取り替え。
- 外部化粧野地板(杉材)を腐朽及び欠損により全て取り替え。
- 野地板及び垂木のうち、腐朽した材を新材に取り替え。更に、その上に厚12mm合板を敷き込む。
- 2階棟ケラバの幕板を腐朽、欠損により新材(杉材)に取り替え。
- 各棟共屋根の先端、広小舞や登定等は腐朽により新材に取り替え。
- 屋根瓦を棧瓦から引掛け棧瓦に変更し、全て新材に取り替え。水切りは銅板を使用(但し、当初建物には金属板の水切りは無し)。
- 正面下屋及び中庭縁側犬走り、背面側縁側犬走りの床の三和土を新材で施工。
- 正面道路境、い一か間の石積みを新材で施工。損傷している旧石積みは撤去。一部、階段状に施工。
- 敷地左側(北側)の隣地境に排水路(RC造既製U字溝を使用)を設置。
- 付属屋(敷地南面沿い)内部を整理し、内装を変更。流し及びトイレを新設。



柱、ぬノ2調査図



主屋正面下屋（出格子）断面图

第3章 調査事項

第1節 破損状況

1) 敷地

西側の南北に通ずる旧東海道に面した敷地は、かつては東側の山裾まで続く、かなり広大で、300余坪あったようである。現在は敷地前後を国道に挟まれた台形の敷地で、特に背面側は側面に対してかなり斜めに切りとられ、奥の深い主屋の正面及び背面の軒桁が納まらない程となっている。左側面の背面側に鉤型に連なる同じく台形の、現在は未使用の敷地があるが、これが当初からの敷地であるかは不明である。この付属した様な敷地との境は80cm程の段差があり、RC造の土止めが作られている。旧東海道には北から南へと下る勾配があり、これに沿った敷地正面は左側（北側）で道路とほぼ同じ高さ。しかし、敷地全体が平滑に造成されているため、右側（南側）では2尺5寸程の段差が付き、正面全面に検地石が積まれている。この石積みは堆積岩で、かなり風化がすすんでいる。背面側は前面側の旧東海道と同様に北から南に下っているが、道路位置が更に低いので、敷地とかなりの段差がついている。そこにはRC造の重力式擁壁が設けられている。敷地内部はほぼ平坦であるが、若干の高低差があり、正面側（西側）より背面側（東側）がやや高い。そのため、特に背面棟床下に雨水の流入が見られる。又、左側面（北側）の隣地の庭がやや高く、隣地境にはコンクリートブロックの塀があるが、背面同様に床下への雨水の流入が見られる。反対に右側面（南側）は隣地より当敷地が高く、2尺から6尺程の段差があり、検地石が積み込まれている。この検地石も堆積岩で表面の風化が進んでいる。

2) 基礎

旧日坂宿は山の緩い傾斜地に広がる町並みであり、地盤は全体に硬い地域のため、敷地内に極端な不同沈下は見られない。建物の不同沈下は軸組下部の腐朽、欠損による事が大きい。土台下には布基礎（石製）が施されず、土台の柱位置下に自然石の独立基礎が施されている為、建物外周廻りからの雨水の流入が見られる。又、土台がかなり腐朽、欠損した後

に推測な工事方法で足廻りを補修した様で、石場建ての独立基礎にRCの塊が使われている箇所も見られる。

3) 軸組

軸組のうち、最も破損しているのは土台と柱下部である。設計時の調査の際、ほとんどの室の床板の一部を取り外し、床下の状況をのぞき込み確認したが、まったく土台を見る事がなかった。着工後の解体によって土台の存在が確認出来たが、残存していたのは「ろノ4」及び「又ぬノ17」「又ぬノ21」の3箇所それぞれ4～5尺程の長さだが、しかも下面が腐朽で欠損し、地中に埋もれた状態であった。

土台同様に腐朽し欠損していたのは柱下部である。一番悪い欠損は「ろノ12」と「ろノ15」、「へノ15」の3箇所、足固や大引が柱に納まる部分が無い、つまり荒床の直下までが欠失した状態である。1階の46本の柱のうち、33本が欠損している状態である。それと同様に床組にも大きな損傷が見られ、足固や大引のほとんどが、欠損した部分に別材を推測に継ぎ足す程度の補修を施した状態である。

主屋右側2間が欠損している事は別として、柱がまったく欠損している箇所はないが、2階棟正面の1階下屋の出が詰められ、その際、一部の下屋柱が取り替えられている。又、背面棟東面下屋も道路の新設に伴い、一部を欠き込まれ、柱位置が変更され、軒桁が切りとられている。

一方、左側面8～12通り間の下屋（押入使用）は奥行きが2尺程増築されていて、2本の後補の柱とそれに係わる土台や軒桁が増補されている。「みせにわ」に面した3帖間は後補であり、その廻りの柱3本は後補である。それに続く「通りにわ」の板床も後補である。

2階も右より2間が欠失している以外は平面の変更、柱位置の変更等は見られない。2階では正面出格子両端の下屋柱「ろノ1」「ぬノ1」（共に樺材）及び背面側左側「いノ8」の柱が漏水で腐朽し、損傷を受けている。但し、出格子右側「ぬノ1」の柱は当初には無く、右側2間を解体した際に付け足された柱である。又、「ぬノ7」「ぬノ9」の柱は後補で、「ぬノ11」の柱も他からの転用材で右側2間が存在していた時には此処には柱が無く、右側2間が

取り壊された際に加えられたと見られる。

横架材では2階棟正面胴差(松材)が3本共、蟻害により端部を損傷している。又、11通りの胴差(小屋裏のため、松面付き丸太)がろ通り部分で漏水により腐朽し、同様に中央棟のろ通りの同箇所の軒桁、鼻母屋桁が腐朽により損傷している。中庭縁側の軒桁(と通り)の11通り側端部が腐朽により欠損しているし、それに交わる11通り「とーる」間の差鴨居が腐朽により大破している。「ぬノ6」「ぬノ10」「ぬノ11」の右方向には、かつて室があった事を示す差鴨居が3尺程残存している。

2階では出格子下部の樫及び腕木が腐朽で大破している。これは下屋屋根の瓦及び葺き土に樫下部が埋まっている事によると見られ、ここの漏水がその下部の正面の胴差の蟻害に影響していると判断する。小屋梁は右側2間が切りとられた為、妻壁から小屋裏内に1間程の位置で継がれると言う不自然な組み方が見られる。これらの桁行の梁の端部が外壁より突き出た部分で一部腐朽している。



柱が欠損し基礎に絡む床組



漏水で腐朽した小屋組

4) 小屋組

4棟(落棟を含む)とも小屋組に大きな損傷は見られないが、屋根からの漏水により、母屋桁や垂木に腐朽が見られる。垂木は既に取り替えられた材が少なからず見られるし、当初材と見られる材の上面(瓦葺き土に近い部位)のみが腐朽している例も多く見られる。小屋束や母屋桁は、すべて再用できる状態である。正面下屋及び背面下屋の一部の垂木は切り詰められている。

5) 屋根

「川坂屋」主屋のうち、2階建て棟(落棟及び下屋を含む)は、建築当初に於いては小羽板葺きであり、当初の小羽板が瓦葺きの土居葺きとして使われ屋根に残存していた。この板葺きの屋根下地をそのまま利用して後年、棧瓦葺きに変更したのである。他の2棟(平屋)は下屋を含めて当初から棧瓦葺きである。すべて、広小舞や登梁、ケラバ幕板等は腐朽及び風化により、大半が損傷している。又、右側面の妻側軒下は化粧野地仕上げではなく、小屋裏に見られる小間返しの野地板張で土居葺きが見られる。



下面が腐朽した地樑



破損した出格子欄間

板葺きから瓦葺きに変更されたのは、かなり前と見られ、瓦自身も傷んでいる。特に2階棟の瓦は働き巾が7寸5分程に対して働き足は5寸5分程で、瓦の欠き込みを大きくして重ねを大きくして使用している為、その欠き込み近辺の損傷が多く見られる。

腐朽した出格子梁木



6) 外 壁

外壁は2階棟正面左側い〜ろ間が漆喰壁、そして中庭廻り縁側と背面側縁側の小壁が漆喰仕上げと杉板のはめ殺し、正面2階出格子小壁（欄間）が板はめ殺しであり、それ以外は土の中塗壁の上に見板張りである。下見板の多くは腐朽と風化により欠損したり、外れている箇所が多く見られる。押縁も板状と同様の損傷を受けている。これらの材はほとんどが洋釘で止められ、風化に差が見られる事から数度の張り替えがされていると判断する。又、前述した正面の漆喰壁はそれに接触する木部の損傷、欠落により水による剥離が見られる。

7) 柱間装置と内装

屋内の壁仕上げは板張り壁と漆喰塗壁である。板壁は押入の内壁に使われていて、比較的損傷を受けていない。漆喰仕上げの土壁は1階では床ノ間廻りの側壁（ほとんどが下屋部分）に見られ、2階では客間の間仕切壁にも見られる。若干の漏水による損傷が見られる。背面棟1階「次ノ間」北面の床ノ間の壁にはガラス窓が設けられているが、胴貫の配置から見て後補である。

柱間装置のうち建具では「みせにわ」西面左側、「通りにわ」の南面、「あいノ間」北面、2階階段室東面、同廊下南面のガラス戸は後補。2階「客間ノ2」南面ガラス窓は後補であり、更に、ここには室境の襖戸が建てた込まれていた。「みせにわ」西面中央は建具がすべて欠損。「同」西面右側（正面下屋）格子戸（はめ殺し）は後補。「みせのま」西面及び南面の簾戸は建て込み巾が合わず、転用建具。「みせおく」北面の押入襖戸は後補、当初この部分は床ノ間、床脇である。

雨戸（杉板張り）はほとんどが風化により損傷を受けている。背面棟東面縁側（22通り）の雨戸はすべて欠損。2階正面側の2室の出窓境和紙貼り障子戸の組子が若干、破損。



蟻害を受けた胴差のホソ穴

第2節 現状変更

長い年月、役目を果たしてきた建造物はその間に多用な改造を受け、当初の状態とは異なった形態になっている事が多い。この「川坂屋」も旅館として建てられ、20年弱でその役目が終わり、その後は住宅として約130年程使用されてきた。今回の修理に当たり、この建物の一番の価値を旅館の時の形態に措く事を目標とした。調査はこの建物の経年変化をたどり、その結果を上記の目標に合わせて整理して、現状を如何に変更するかを決定した。この変更は、調査結果に基づく変更理由が明確な場合のみ行い、極力、推定による変更を避けた。推定による変更は推定者の知識的力量に左右され、時にはそれが優先され、現場に残る痕跡さえも無視する事がよく見られるからである。それ故、変更の根拠の明確にならない場合は変更せず（＝古い材料を触らず）に、現状のまま修理した。古い材料が残れば、更に優れた条件での調査が今後可能になり、より正確な結果を期待出来る。この建物でも板葺き屋根の根拠になる資料が複数得られたが、屋根の復原に際しては、更に棟や妻、軒先の納め方を示す根拠（この建物の板葺き時の写真でも可能）が発見出来ず、瓦葺きの状態で修理する事を決定した。

下記に現状変更の項目を示すが、活用の為の変更は一部を削愛する。

現状変更事項

1) 全体及び1階

- ・正面下屋、1通り、と一ぬ間の格子や腰壁を撤去し、吹き放しにする。
- ・2通り、ろーと間のガラス戸及び戸袋を撤去し、明障子戸及び雨戸を新設する。
- ・2通り、と一ぬ間に建具を新設する。
- ・正面下屋、1通り、ぬーか間の格子を撤去し、雨戸のみとする。
- ・「みせにわ」4-6、と一ぬ間の3帖間を撤去し、土間を復原する。
- ・「通りにわ」6-10、と一又り間の板床を撤去し、土間を復原する。
- ・「みせにわ」2-6間の柱及び壁、建具を撤去し、開放とする。但し、施設利用の為、敷居鴨居を新

設しガラス戸を建てる。

- ・「通りにわ」ぬ通りの上台を5通り側に約2尺延長する。
- ・11通り、と一ぬ間に明障子戸と雨戸を取り付ける。
- ・ぬ通り、6-10間に簾戸を新設する（但し、施設利用のためガラスを入れる）。
- ・8-12、いー又い間の押入の一部を解体撤去し、又い通りの壁を復原する。
- ・10-15、又いーろ間の押入及び仏壇を撤去し、床ノ間及び床脇を復原する。
- ・ろ通り、15-17間に棚板を新設し、建具をガラス戸から明障子戸（但し、ガラス入り）に変更する。
- ・又い通り、19-20間の窓を撤去し、土壁に変更する。
- ・又いーち、21-22間の押入及び21通り、ち一ぬ間の壁、へ通り、21-22間の壁を解体撤去し、縁側を復原する。残存の縁床板は縁甲板のため、切り目板に変更する。
- ・22通りに雨戸及び雨戸袋を新設する。
- ・背面棟の右側面の16-21間に廊下を新設する。17-21間は一段上げる。

2) 2階

- ・8通り、いーろ間の窓を壁に変更する。
- ・ぬ通り、又4-6間の小窓及び壁を撤去し、開放する。但し、施設利用の為、はめ殺しのガラス壁と防御の格子を取り付ける。
- ・ぬ通り、6-10間の壁を撤去し、内法下に襖戸を新設。但し、施設利用の為、襖戸の外部に補強用柱及び壁を新設する。

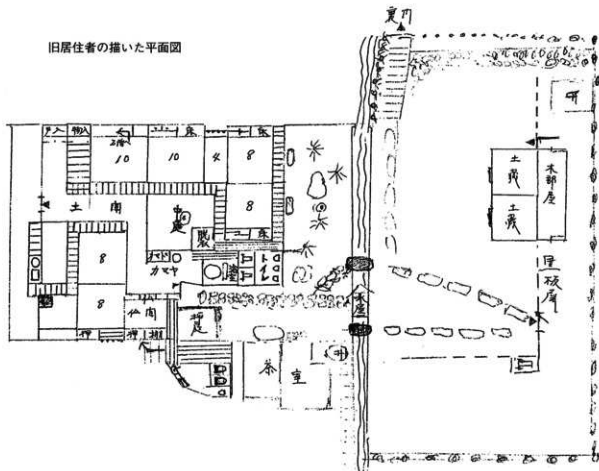
第3節 形式技法

(1) 敷地と概況

現状の敷地は第1章第3節で示した様に、間口約9間半、奥行き右(南)側が約9間、左(北)側が約13間。正面(間口)と左右側面はおおよそ矩であり、背面が正面に対してかなり斜になった台形の敷地である。敷地は前述した様に二度の道路拡幅(一度はバイパスの新設)により前後が切り取られている。正面についてはおよそ3尺3寸程詰められている。その根拠の一つは、現状の1階正面下屋の出は約1尺8寸5分で敷地一杯であるが、その下屋垂木の先端に、かつての軒桁の痕跡が残存している。そこには上から打った和釘の残害が列んで残り、更にその部分に木の当たったへこみが確認出来る。その位置は上屋から3尺3寸(1m)で本来の軒桁位置であり、そこから軒が更に2尺程出ると、約3尺3寸程詰められた事が判明する。又、それを裏付ける

古い写真を日坂地区の方がお持ちで、それに「川坂屋」の在りし日が撮影されている。この写真では正面下屋が3尺程の出で、更に2尺程の平地の先が石垣となっている。この石垣と道路境に石積みの水路も見られる。又、背面側については、1993年までここに在住されていた斎藤家の方お二人(共に80才前後)が99年に記憶をたどって描かれた昔の平面図がある。それによると、背面の縁側の先(東側)に庭がありその先に建物と平行して水路があった。その水路には石の橋が架かり、その先は建物の巾より両側とも広がった庭がある。その庭の先(東側)に2棟の蔵とその背後に木部屋と書かれた建物が描かれている。その背後に杉の生け垣が敷地境にあった事、この囲いの内側の蔵廻りに黒塀があった事なども見られる。描かれた図面の寸法が正確では無いにしても、バイパスの反対側にもかなり広がっていた事が確認できる。この図面には現在背面側に鉤型につながる敷地に関する情報は何も描かれていない。

旧居住者の描いた平面図



前述の写真は北から南に向かって旧東海道を写した写真である。「川坂屋」は写真中央に手前から2軒目にあり、正面と左側面（北面で落棟が手前に見られる）が映し出されている。屋根は既に瓦葺きで、1階正面下屋は今撤去した中央の格子の建て込まれた部分が見られ、修理前の状態と同様である。主屋の右側面で石垣が一段下がり、そこに現在と同じ付属屋の屋根が見られる事から、この写真の時期には現在の間口が同一である事が確認できる。写真の撮影時期については、写真上に見られる数名の女性の衣服から判断して、昭和20年代と見られる。又、前述の平面図を描いて下さった居住者の談に「昭和25年に国道工事があり建物の一部を解体した」とあり、軒の出が現状と異なる事からその前の時期と判断する。

古文書は文久2年（1862）の幕府の宿場調査「宿内軒並取調査書 東海道 日坂宿」で、この中に「川坂屋」は次の様に記されている。

間口六間

畳五拾八畳半菴屋
 板鋪 六畳 次右衛門
 奥行拾三間
 惣畳数メ六拾四畳半
 惣坪数メ七拾八坪

この古文書の書かれた文久2年はこの建物が建てられたと考察されている時期より10年弱後であり、ほぼ当初の大きさが示されていると考えられる。ここに見られる様に、間口は6間であり、現在の上屋の正面下屋と同じ桁行である。当時の記録を見ると、建物を表す際に、下屋や落棟を数えない事が関々ある、寺院の大きさを規制するのに身舎（もや）の大きさのみと言った事があり、それから判断してほぼ間違いのないと言えるだろう。なお、畳数や建坪については、平面の項で述べる。

痕跡は2階の正面右隅の出格子の上部腕木に見られる。ここには、この隅の腕木より右方に、出格子の長押と鴨居が延びていた、その奥の天井の竿縁と廻縁が延びていた痕跡が残っている。更にこの腕木の取り付く上屋の隅柱には、同様に、右方に内法上の小壁が延びていた事を示す「間渡し」の穴と座敷

の廻縁の欠き込みが見られる。これらは現在の右側面より更に右方に建物が連続していた事を示している。又、上記の柱筋と同じ位置の数本の柱にも、同様に、右方に建物が連続していた痕跡が見られる。

最後に建築年代であるが、屋根を葺き替えた事によると思われるが、当初の小屋組であるが、棟札や折袴札の類のモノは見つからなかった。しかし、正面出入り口が引戸である事から幕末である事は明白である。又、日坂宿は嘉永5年（1852）に大火に見舞われ、更に嘉永7年（1854）に「安政大地震」にあっている事から、この前後に建てられたと推定できる。その上、板類が大鋸引きの跡が見られる事、野物の構造材がすべて、斧又はチョウナはつり仕上げである事から明治期より以前と判断できる。それは静岡県が他の県よりいち早く機械挽きが導入された所であり、明治8年（1875）に天竜川筋に2軒の機械挽き製材所が設けられ、明治20年（1887）には20軒に達した事が林業史で確認できるからである。

破損した正面戸袋



(2) 平面と間取り

1階の修理前の間取りの内、大きく変わるの正
面右寄りの下屋とその奥側の3帖間と板間、そして
上段ノ間背面側の押入である。まず、正面下屋はへ
ぬ間(番付は今回工事で定めたモノ)で、「ぬノ1」
の下屋柱と「ぬノ2」の上屋柱にこの位置に腰壁付
きの窓が設けられていた痕跡が残っている。更に、
下屋外部の長押がその右方にあり、この位置で上屋
側に矩折に曲がる、すなわち、へぬ間には長押が
延びていない、柱間装置が無い事が確認できるし、
へぬ間の修理前の柱間装置の取り付け方が、その
右方と異なり稚拙である事からこの部分が外部に吹
き放たれていたと判断する。その上、2通り、へ
ぬ間に3本溝の敷居鴨居があり、2通り、ろへ間
(出入り口)と同様の仕様で造作されている事から、
この部分も出入り口であったと判断できる。又、前
述した様に、古い写真と軒の垂木先端の痕跡から下
屋の出は、3尺3寸と決定できる。

次に「みせにわ」に続く3帖間は、先ず「トノ4」
「トノ6」の柱が柱筋から外れて建てられている、
この柱筋と並ぶ広敷の上框の肩に大きくすり減った
丸みが見られる、「ぬノ6」の柱に上台(ぬ通り、
6~10に付属している)が矩折に付いていた痕跡が
残っている事から後補と判断した。板ノ間も同様に、
両側の縁の上框に大きな丸みが見られる事から後補
と判断した。なお、この部分の「ぬノ6」「ぬノ10」
の柱の右側面には敷居(溝付き上框)を取り付ける
大入れのホゾ穴があり、更に柱上部に右方に3尺程
出で切られた差鴨居が残存していて、この柱筋の右
方に室のあった事を示している。

「みせ」「みせおく」2室の左側面下屋の押入は、
内部を見ると奥行き半分の位置、奥行き2尺の位
置に柱が建ち、その柱に天井廻縁がここで矩折に曲
がっている、その後方の天井は別に作られている等
が見られ、下屋の奥行きが2尺であった事を示して
いる。更に、「又いノ10」「又いノ12」の柱の外壁側
の面に見下板を留めたと思われる釘穴が多数確認で
きる事もこれを裏付けている。又、「みせおく」の
押入の「ろノ10」「ろノ12」の柱に床框の大入れの
欠き込み及び天袋の中敷居の大入れの欠き込みがあ
り、ここが床脇であった事が判明した。床脇につい
ては床框が床ノ間のそれと同じである事から、違棚

があると推定したが、二方の壁(背壁は増設時に撤
去)からその痕跡(棚板を留める貫板等)が確認で
きなかった。

この床脇の背面側は押入と仏壇であったが、こ
こには床ノ間の床框と落掛が残存していて、当初は床
ノ間であった事が明白である。

背面棟の背面側の押入は、当初の縁側に後補の押
入をはめ込んだ為に、縁側造作がすべて残存してい
るし、下屋天井が化粧の駆け込みであった事もその
まま残っていた。ただ、縁側右寄り国道新設の為
に敷地と共に切り取られた事も確認できる。この縁
側には修理工事でガラス戸を柱筋に建て込み、雨戸
は柱筋の外側に一筋敷居及び鴨居を付けて建て込
んだが、当初は当然ガラス戸はなく、柱筋に雨戸が建
て込まれていた事が縁側に一筋の溝が残っている事
から判明した。当然、縁には外部に向かって下がる
勾配が確認され、修理前は縁甲板が張られていたが
当初は切目板と判断した(床下の床組は当初の下地
が確認できなかった)。

背面棟の右側面、上段ノ間床ノ間の背の柱(「又
ぬノ17、19、21」の柱)には座敷両面の縁側の長押
が廻っていた欠き込みが確認できるし、「又ぬノ17」
の柱には、此処で縁が一段上がる框の大入れの痕跡
が見られ、この廊下の床面が背面側の縁と同じ高さ
であった事を示している。それはこの廊下の右方に
上段の座敷から使う施設、例えば水廻り等があった
事を推定させる。

2階は修理前の間取りが大きく変わる痕跡は無い
が、前述した様に上屋の桁行が4間以上であった痕
跡が確認できる。更に、又4~6間の廊下が右方に
延びていた痕跡、「ぬノ4」「ぬノ6」の柱に残る
廊下天井廻縁の欠き込みが、此処で曲がらず右方に
延びていた事を示している。これは、ここに小壁も
無かった事を示している。又、「ぬノ7」「ぬノ9」
「ぬノ11」の柱の丈が短く、梁に納まるホゾの肩が
下がっている、柱に残る造作の取り付け欠き込みの
高さが合っていない事等から後補である事が確認で
きる。更に「ぬノ11」の隅柱が後補である事は、こ
の位置が隅で無い事を推定させる。

間取りについては、前述の資料によって復原した
が、上屋が間口6間であった以外は推定の域をでな
い。その形態については、元の居住者の平面図に負

う所が多い。1階では「みせにわ」の上間が右方に広がり、その梁間方向奥に8帖間を推定した。この8帖間が、かつては2間の押入が付いた6帖であった事も推定できる。その奥が別棟の土間の台所で、更にその先が水廻りと考察した。2階は上屋は総2階と推定し、6帖と8帖間を配置したが、2階が桁行5間半であった事も推定できる。背面側の室境が襖戸であったとしたのは、「ぬノ7」「ぬノ9」の柱を撤去したが、その中央に柱の建っていた痕跡が無い事により柱無しとの2間の壁は有り得ないと判断して開口部と考察した結果である。

これらを文久2年の古文書の七拾八坪と比べると、大差ない事から大凡は判断に誤りないとしている。なお、畳数はこの様な資料では幕府の管理する営業部分のみと思われるが、それでも復原図とは差があり、更なる検討が必要と考えている。

(3) 外観の構成

東海道に面した主屋(2階建)の1階正面(2通り)は、向かって左側から、いろ間にかつての戸袋が残存、しかしこの戸袋は口を塞がれ、使用不可能な状態。それに続く、ろーと間の15尺には腰付

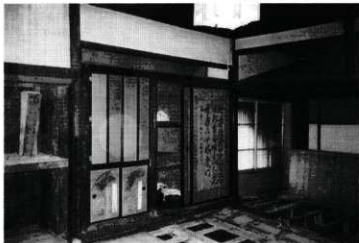
ガラス障子戸が建て込まれ、へーと間の外部に戸袋が取り付けられていた。しかし、解体により丸型金属レール付きの薄板敷居(後補)の下に溝付敷居(樺材)を確認、その極端上面に真鍮板が取り付け、そこを戸車(鉄製、建具下枠に軸止め)付き4枚引違腰障子戸(敷地内、他所より発見)が建て込まれていた事が明確となった。又、へーと間の戸袋は下端の底板の高さ等の納まりから後補と判明した。

それに続く、とーぬ間(2通り)は、下屋の軒桁下(1通り)に腰壁(下見板張り)付きの格子戸と板戸が建て込まれていたが、ろーと間と同様の樺材の敷居、鴨居が確認され、この間も出入り口であった事が判明した。但し、この間には戸袋が付いていた痕跡が確認できず、3本溝である事から板戸1枚と腰高障子戸2枚の組み合わせと推定した。更に、それに続く1通り、ぬーか間は腰壁(下見板張り)付きの格子戸(一筋はめ殺し)と板戸2枚が建て込まれていたが、その敷居、鴨居に格子戸用の溝が確認できず、2枚引違板戸のみと判断した。又、ぬ通りの1-2間には同様の柱間装置(腰壁付き開口)が建て込まれていた事、ぬーか間と同様に軸組外部に長押が廻り込み、ぬー2の柱に付いた中敷居の圧

軒桁跡の残る垂木先端



修理前の「みせおく」



痕の形状や同柱の風蝕痕から、この柱筋の通り側が外部であったと判断できる。

次に左(北)側面は落棟共に下見板張りである事が軸組及び下地材の釘穴等により確認できたが、右(南)側面は建物が解体撤去されているため調査が不可能で不明。

3棟の主屋に囲まれた中央の中庭廻りのうち、11通りのと一ぬ間は土間からの掃き出し出入口である事は確認できたが、その周辺部材が転用又は後補材がほとんどで復原の確定には至らなかった。と通りの11-16及び16通りのと一ぬ間(緑側)はL型に続く掃き出しの板戸(雨戸)が建て込まれていた事を確認した。但し、戸袋の取付痕は16通りしか確認できず、と一16の入り隅部の敷居、鴨居の極端に建具廻しの欠き込みが無い事から建具は一度外して方向を90度変更して、建て込み直して収納したのであろう。この部分の板戸は正面側2通りと同様に両堅棧を長くし、鴨居溝の特定箇所を取り外す様に作られている。これは防犯のためと思われる。

(4) 屋 根

2階建主屋の屋根は約3.5寸勾配棧瓦葺きであり、板葺きを連想させたが、屋根の解体工事中に、棧瓦屋根の下地の土居葺きに使われていた小羽板の中から、板先2寸程が風蝕により片面が薄くなった板が多数見つかり、当初は板葺きであった事が裏付けられた。又、この部分の小屋裏の小屋束も梁間方向の最少間隔が4尺強で割りに広く、これも板葺きの為であろう。この小羽板は杉材で巾約2寸、長さ約1尺5寸、厚さ2分程、葺き足約2寸の、ヘギ割板である。但し、その他の棟納めやケラバ、軒先の納め方、板押さえ方法等は不明。この部分の下屋(正面下屋)も勾配3.5寸で上屋屋根同様に板葺きであったと推定する。

2階建背後の平屋の主屋は2棟共、4.5寸勾配及び小屋束の梁間間隔が3尺である事、小屋裏にその他の仕口等の痕跡が見られない事から、当初から棧瓦葺きと判断した。この平屋の下屋部分も同じ勾配である為、同様な仕様と見られる。又、現状で葺かれている棧瓦は両棟共、左右の動き巾は8寸程で、古い瓦としては極一般的なサイズであるが、縦の長さが約8.5寸ありながら葺き足が5寸強と極端に狭

く、瓦屑を大きく欠き込んでいて、この部分の欠き込み傷からの損傷(主に凍傷)がかなり見られた。葺き土も腰が抜けていたし、これに使われていた役瓦は多種が確認され、新旧が見られるが、当初であるか否かは不明である。

又、平屋部分の下屋の上屋壁との取り合いは敷瓦を用いず、上屋側外壁下見板の下部を前方(瓦の葺き足方向)に迫り出させて下屋屋根に深く掛けて水切りの処理していた。2階主屋外壁と平屋屋根との取り合いにも同様な納まりが確認された。これは、下見板取付の副縁の下部を、豎長の台形にして下見板を前方へ迫り出させていた。

(5) 基 礎

柱及び束、土台下に石の独立基礎が施されている。建物外周部を含めて土台下にも石の布基礎は確認できなかった。左側面(北側)落棟の壁下に玉石の差石が並び、雨水の床下への流入を防ぐ為と思われるが、屋内土間面との高さを比較すると、これらが当初の仕様でなく後補と思われる。内外の縁先の束下の東石には台形に整形された砂岩の切り石が施されていたが、これらが当初の仕様か否かは不明である。石場建ての独立基礎石は当初の床面(土間の三和土上面)から1寸程高い位置に据えられ、石の厚さは約7~8寸である。基礎石下には栗石等の地葉は見られなかった。

正面1通り、と一か間にはコンクリート・ブロックの布基礎が設けられていた。これらは後補であり、全面道路の拡幅の際、この下屋を切り詰めた為、下屋柱や柱間装置の丈が足りず、その下部に施工したと思われる。

(6) 軸 組

着工前は全ての柱が石場建てに納められていると判断していたが、解体により一部に腐朽し、地中に埋もれた杉材の土台が発見され、外周及び屋内の主なる柱筋には土台が据えられていた事が確認できた。正面2通り、ろ一ぬ間は柱が石場建てで、それらを繋ぐ樺材の地覆が施されている。軸組上部の土壁部分は地貫を最下位として胴貫、内法貫、天井貫が設けられ、建具納まり部分は床板下に太鼓丸太の足固が、そして小壁は内法及び天井貫が軸を固めている。

2階建て部分は、全ての2階床下に松材の指物が差し込まれ、2階の管柱はこの指物の上に建つ。2階床の設けられていない部分は平屋部分の小屋組と同位置（指物より2尺程高い位置）に松材の太鼓丸太が指物状に組まれている。なお、この部分はこの高さには、小屋組様の松丸太が十文字に組まれている。

正面左側の落棟部分も本棟部分と同様の仕様であり、石場建ての基礎石に柱が建ち、妻梁はなく、柱に落棟の棟木及び母屋桁を直接取り付き、軸部を貫のみで固めている。隣家の外壁との間の無い町家では建て起こしの際に見られる構法である。

各棟の下屋は2階建て部分の1階正面は水平の繫梁によって上屋と繋がっているが、他の平屋部分の下屋（縁側）は繫梁がなく、垂木のみで上屋と繋がれている。なお、前述した様に、正面下屋は全面道路の拡幅により、下屋の出及び軒の出が共に切り詰められている。平屋部分の下屋の足廻りは、縁先に比較的大きな敷居（一部無目）が柱に組まれて、足固として機能している。

(7) 小屋組

主屋の小屋組は全ての棟で和小屋に組まれている。但し、当初の屋根葺き材の違いによって、梁間方向の束間隔に差がみられる。一部、小屋梁で間仕切壁の上部の壁止めには丸太半割りが見られる。これらはその納め具合から当初と見られる。中程から背面に掛けての平屋部分の北側下屋（押入と床の間）は、当初は出が修理前の半分の2尺で、この部分の上屋部分の軒桁にかなりの腐朽があり、屋根からの漏水によると思われる。

(8) 造作

川坂屋の主屋の造作の内、足廻りには樺材がかなり使用されている。まず1階正面の2ヶ所の出入口口の敷居兼用の地覆、更にこの部分では鴨居も同材。「みせにわ」廻りの縁、及び寄り付きの上框、中庭に面した縁側の上框と床板、更に背面側棟の座敷2室、上段の間の縁側の框等につかわれている。これらは狂いを想定して吸い付き棧や切り込みが施されている。框の出隅部は裏側の合わせ目に車知を打ち込み、開き留めをしている。中間の柱の無い縁側では、縁框に寄鐵で棧木を留め、それを座敷境の足固

に込栓で突き刺し固定して縁木の調整をしている。座敷内部の敷居には桜材が用いられ、これらも裏側に反り止めの切り込みが見られる。木掛かりの上框や地覆及び敷居類は木裏で利用している。

その他の造作はほとんど杉材である。寄り付きの床板と2階板の間及び廊下の床板は松材（板目板）で、板小端は白太でかなり虫害を受けている。

床の間の造作も床板は松、落掛は杉、天袋底板は樺等が使われている。

正面2階下屋出格子の端部の下部腕木は、ろー2の柱に挿肘木の様に差し込まれ、更に、ろー4の柱まで腕を延ばして留められている。もう一方の端部は欠損している為、不明である。

(9) 建具と内外壁

正面2通り、ろーと及びと一ぬ間はそれぞれ板戸と腰付き明障子戸の組み合わせであり、これらは金属の戸車を有している。戸車は一辺約2分の角型の軸を持ち、この軸を建具下框に突き通して取り付けられている。車は平らな金属板の上を移動する為、断面中央に溝を有していない。一方、敷居は3分程の溝が付けられ、極端上面に真鍮の帯板が張り込まれて、その上を戸車が移動する。現在の建具は堅棧が敷居溝を滑るのと異なり、溝は建具の横ズレを防止する役目をしている。戸車の無い建具（雨戸や屋内の襖戸や明障子戸）では、現在と同様に溝内を建具は移動する仕組みである。引き戸に戸車を付けるのは、木製の戸車は歳の出入り口戸等で江戸期の早い例も見られるが、金属製は幕末期になってからであろう。又、溝が深いのは横ズレ防止以外に防犯の為であろう。建具の防犯の仕組みは前述した様に、建具の堅棧を鴨居溝の深さ一杯に、上框より上方に延ばし、鴨居の一定の位置にこの堅棧を飲み込む、敷居溝より深い穴を付けて、その位置以外では極端によって着脱不可能に組まれている。大半の建具の上下の框は堅棧に鎌継で納まっている。座敷廻りの建具は細工が細かい事、2分程の細い組子を多用している等、大半は明治から大正に掛けての製品と思われる。

正面「みせ」廻りには簀戸が多用されているが、これらが当初か否かは不明である。一部の襖戸に葛布貼りが見られるが、これらも当初か否かは不明。

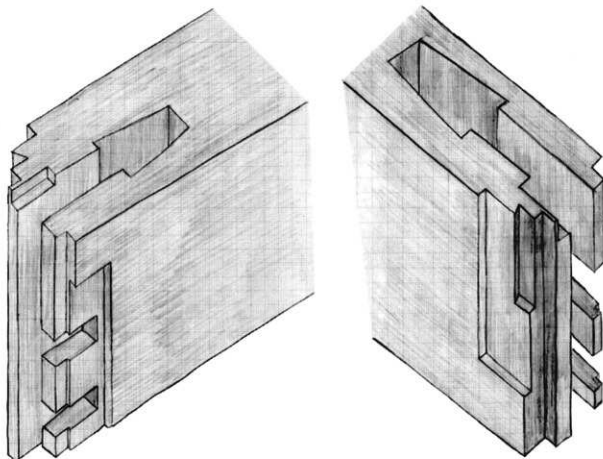
又、幕末から明治期に街道を利用した歴史上の人物の筆による書が貼られた襖戸があり、これらも当初少し後の建具と思われる。

外壁は下見板張りと漆喰塗壁が見られる。下見板は正面以外の各面の土壁の上に施工されている。下見板の押縁は巾約1寸5分、厚さ5分程の平板であり、3尺間に配されている。下見板は杉材で、板巾は7~8寸で不揃いである。

土壁は内外共、漆喰仕上げである。土壁の小舞は

真竹の割り物で、一部の間渡しに丸の女竹が使われている。掻き縄は藁製のみで、解体した壁からは棕櫚製等は見られなかった。極一部の壁に砂壁仕上げが見られたが、これは後補の部分であり、当初の仕様ではないと思われる。

押入及び物入等の内部は杉板の堅張りであり、板小端は加工がなく、突き付け張りである。但し内部の一部にはその継ぎ目に目板を取り付けた例も見られる。



正面「とノ2」胴差継手スケッチ

(胴差成1尺2寸2分、鎌の深さ8寸。今でも手作業でしか、細工できない工法である。)
スケッチ：徳田卓二

古い写真（昭和20年代か）

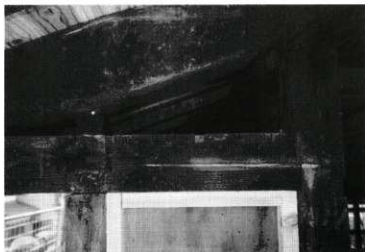


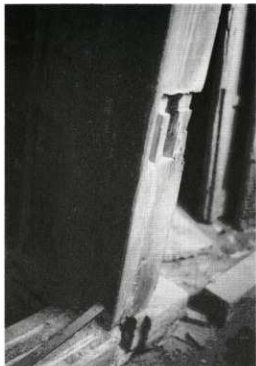
写真提供：日坂・袴田春男氏



1 階下屋格子・途切れた長押

2 階出格子・更に右方に続く痕跡





柱、ぬノ2に残る腰壁の痕跡



柱、ぬノ6に残る床の痕跡



切断された差鴨居



柱、ぬノ10に残る床の痕跡

2階の廊下の痕跡



斧仕上げ跡



屋根野地板・二つの釘穴

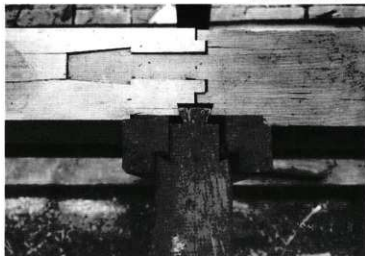


柱、ぬノ9・不一致の細工跡

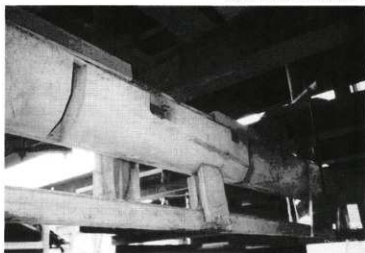
和釘で細工された軒桁



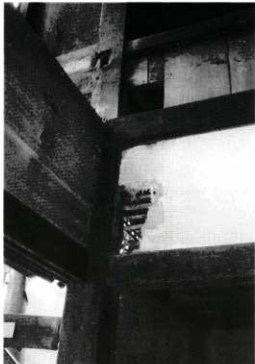
胴差と小梁の納まり



反り留め細工された縁框

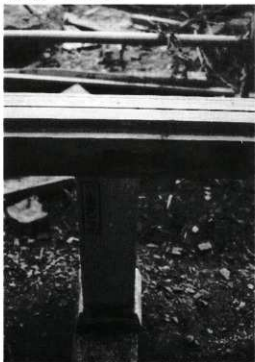


丁寧に加工された継ぎ手

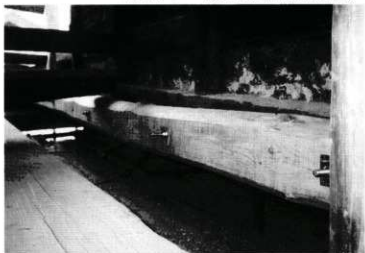


構造補強された新胴差

新材すべてに焼き印



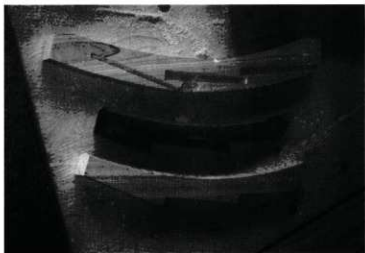
11通り、3へ間小屋梁（別材で梁を補強）



埋木で再用する敷居



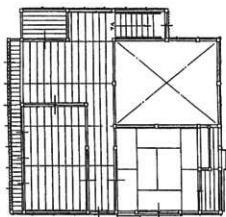
新旧の戸袋屋根棧



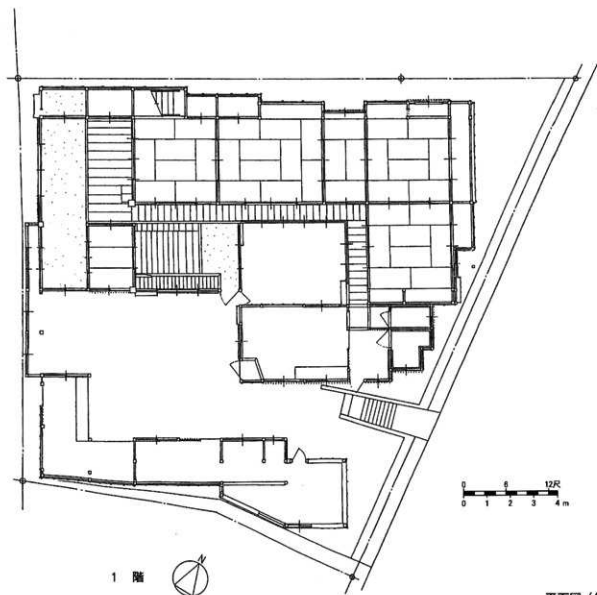
細かい細工を施した縁框の裏



2階雨戸・木の戸車

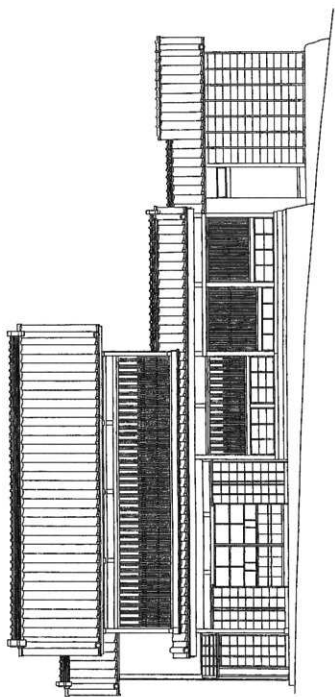


2 階

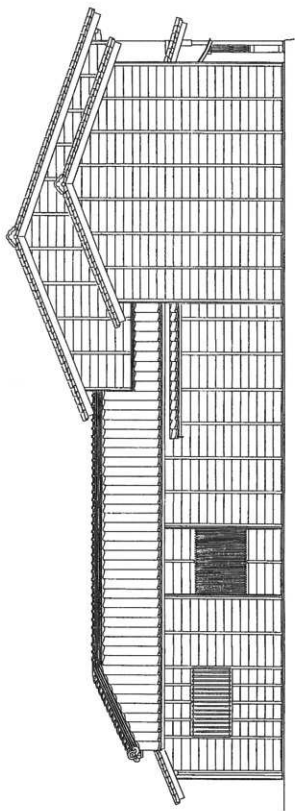


1 階

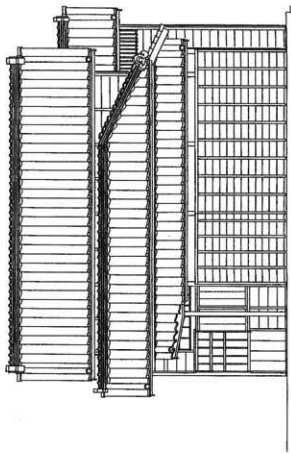
平面図 (修理前)



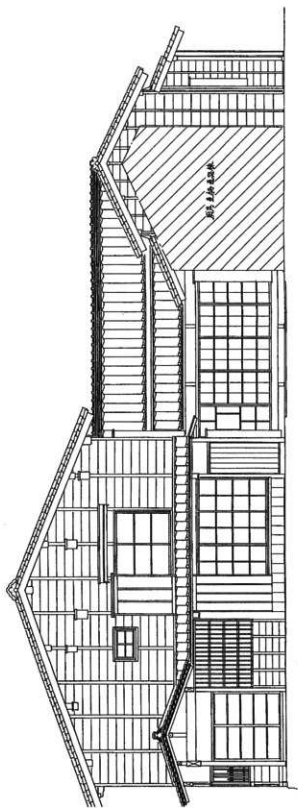
正面立面图 (修理前)



左側面立面圖（修理前）

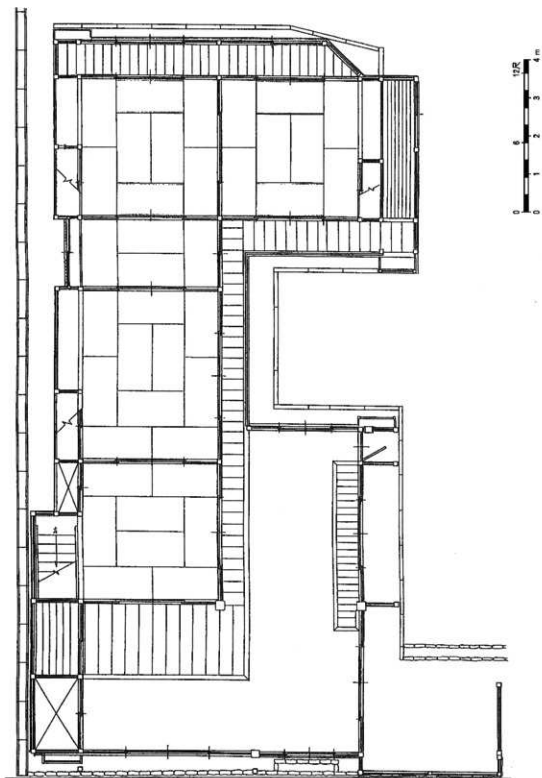


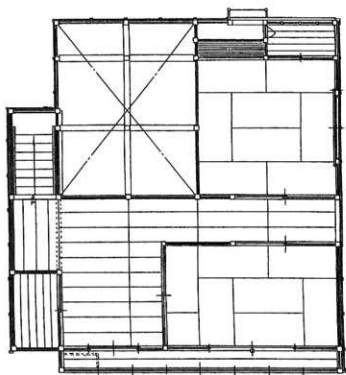
背面立面图 (修理前)



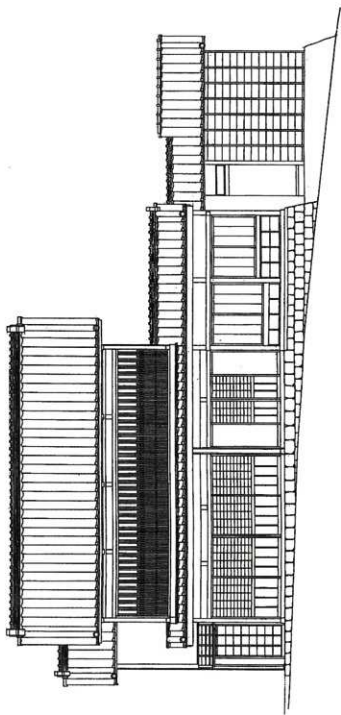
右側面立面図（修理前）

1 樓平面圖 (修理後)

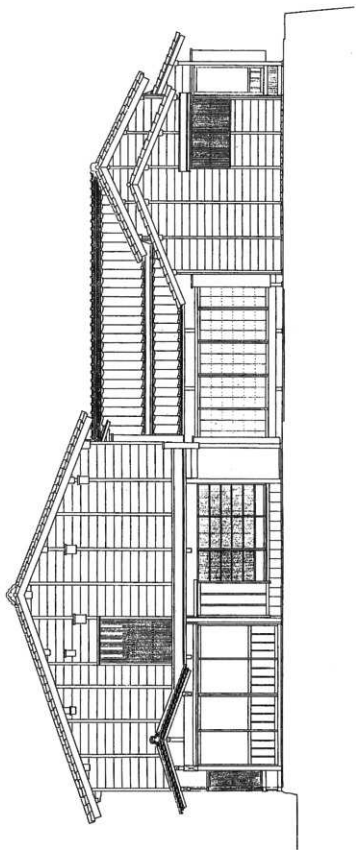




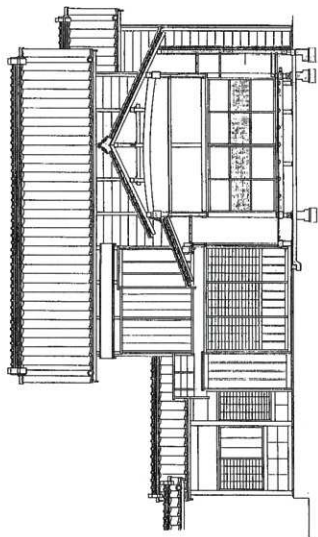
2 階平面図 (修理後)



正面立面图（修理後）

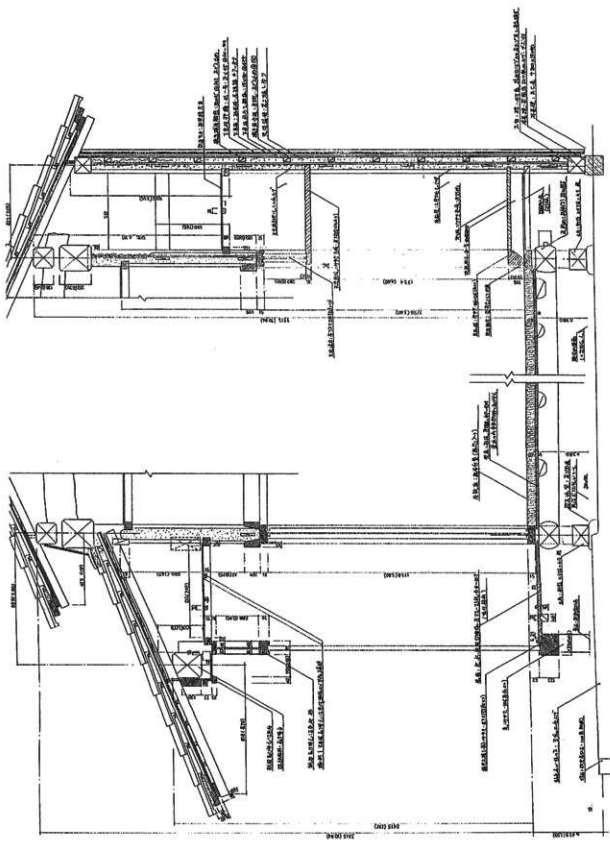


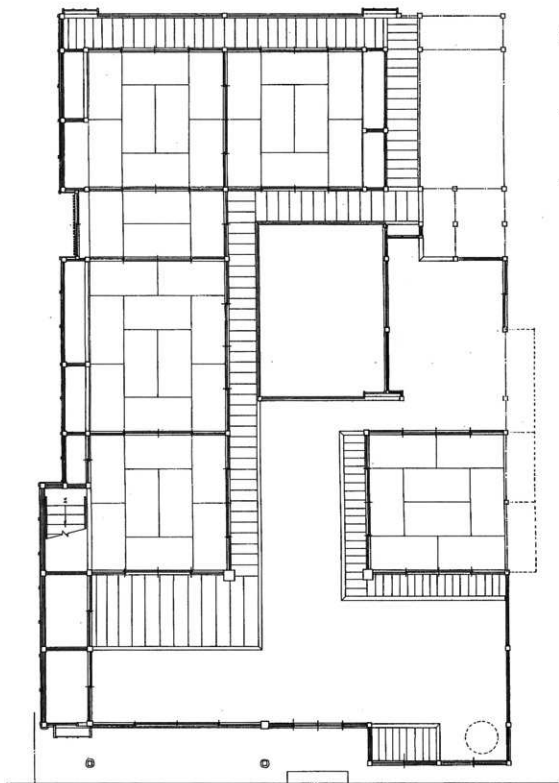
右側面立面図（修理後）



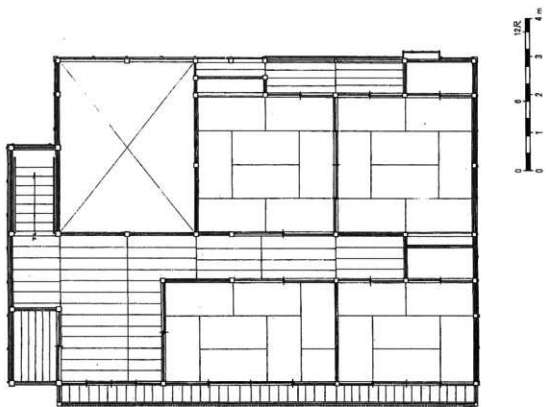
2 階建背面立面図（修理後）

中庭轉側・床ノ間断面図

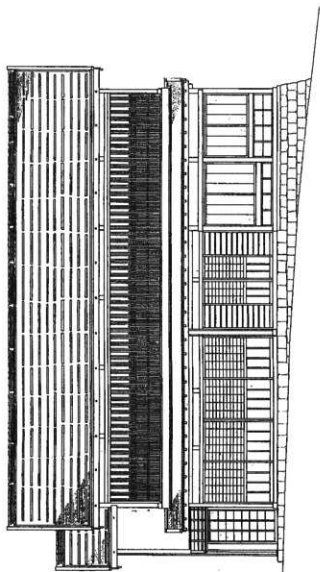




1 楼平面图 (标准楼层)



2 階平面図 (推定復原)



正面立面図（推定復原）

参考文献

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 「掛川市史 中巻」 | 昭和59年・静岡県掛川市発行 |
| 「旧宇田川家住宅修理工事報告書」 | 昭和60年・千葉県浦安市教育委員会発行 |
| 「旧大塚家住宅修理工事報告書」 | 昭和63年・同 上 |
| 「静岡県歴史の道 東海道」 | 平成6年・静岡新聞社発行 |
| 「大橋家住宅保存修理工事報告書」 | 平成7年・勸文化財建造物保存技術協会著作 |
| 「安政の大地震と岡部宿」 | 平成8年・静岡県岡部町教育委員会発行 |
| 「日本の美術 2, No.285 宿場と本陣」 | 平成2年・至文堂発行 |

旧日坂宿「川坂屋」修理工事報告書

平成12年3月

- 編 集 : (株)増田千次郎建築事務所
発 行 : 掛川市商工観光課
印 刷 : (有)文書サービス
-

